

持出禁止

保存用

# コロンボ計画

(コロンボ計画審議会報告書)

コロンボ計画事務局

1968年10月

海外技術協力事業団

総務部

RY

RY

国際協力事業団	
受入 月日 84. 5. 24	4-0-0
登録No. 829	3-6
07690	KA

JICA LIBRARY



1058232[8]

目 次

	コロンボ計画の概要とその歩み	(1)
	計画の期間延長	(2)
	技術協力審議会	(2)
第 1 章	序	1
	特別議題	2
	アジア開発銀行	2
	趨 勢	3
第 2 章	1967年の実績とその傾向	5
	総 論	5
	研 修 員	6
	専 門 家	7
	機 材	8
	域内研修	8
	支出総額	9
	結 論	9
第 3 章	経済開発における技術協力の事例	11
	食糧と農業	11
	漁 業	16
	水 資 源	17

	林業	18
	工業及び貿易	18
	工学	19
	燃料および動力	21
	運輸および通信	22
	国連アジア・極東経済委員会 (ECAFE)	24
	国連食糧・農業機構 (FAO)	25
第 4 章	社会開発における技術協力の事例	29
	医療および保健	29
	教育	32
	行政	34
	社会福祉	36
	統計	36
	銀行、財政、会計、税務および保険	37
	国連世界保健機構 (WHO)	37
	国際労働機構 (ILO)	38
第 5 章	域内研修	39
	域内研修を阻害する要因	40
	域内諸国政府の役割	41
	技術教育者の研修	43
	技術要員の流出	44
	各国におけるセミナー	45
	研修施設ハンドブック	45
	域内における技術協力の事例	46

	第三国研修 .....	47
	(域内国における域外国要員の研修)	
第 6 章	コロンボ計画の広報活動 .....	49
	資料の供与 .....	50
	配 布 .....	50
	出 版 物 .....	50
	その他の広報活動 .....	50
	展示会および映画 .....	51
	広報連絡官 .....	52
	コロンボ計画の課題 .....	52
	コロンボ計画事務局広報官の各国訪問 .....	52
第 7 章	技術協力審議会および事務局 .....	55
	審議会会議 .....	56
	事 務 局 .....	57
	公式訪問 .....	58
附 録 I	1967年1月1日より12月31日までになされた研修に関する 一般的オファー	
附 録 II	統 計 資 料	
	表 I-K 研修員	
	表 X-XVI 専門家	
	表 XII 機 材	
	表 XVIII-XXI 技術協力経費	
	表 XXII 国連の専門家および研修	
	表 XXIII 通貨交換率	

## コロンボ計画の概要とその歩み

コロンボ計画は今日の緻密に計画された諸開発計画とは異り、総合的予測に立ったマスタープランではなかった。また、英連邦の独立7カ国首相によって1950年コロンボで開催された対外政策に関する会議の協議事項にもとづくものでもなかった。しかし、南および東南アジアにとって、経済開発が政治的独立達成後の緊急問題となった。オーストラリアのSir Percy SpenderとセイロンのJ. R. Jayewardeneはそれぞれ、現状に必要なのは善意よりも行動であるという結論に達した。主として、この二人の著名な指導者の努力によって、英連邦7カ国首相会議は、この地域のneedを調査し、かつ新しく独立した国々の経済開発を援助するための協力、つまり国際的な努力が開始できるようなフレームワークを用意する委員会設立の提案を採択した。この提案は本質的に自助を促進する教義であり、かつてない新たな実験的試みであった。第二回目の会議は4カ月後にオーストラリアで開かれた、第1回協議委員会であり、ここで、コロンボ計画審議会と事務局の設立の勧告があった。

1950年の9月の第2回協議委員会は、かのシドニー会議でなされた勧告を検討するためにロンドンにおいて開催された。これらの勧告は討論され、分析されて、いわゆるコロンボ計画憲章ともいわれる約100ページの報告書となって出された。この報告書は、その冒頭において「アジアの人民が貧困と飢餓の重圧を長い間感じていた」だが、外部の援助なくしては、その生活水準を向上させ得ない、と指摘している。その経済上の改善については次のように述べている。

「それは社会の安定に不可欠であり、自由社会構成の強化に必要であり、地域的な政治的安定はもちろん、世界の政治的安定も全て経済的な向上改善に負っている、自由社会存在の理を強化するために、これ以上のものはない。」当初より、加盟国間の協力と平等の理念が強調された。当初の計画はそのアプロ

一チにおいてはマルチラテラルであったが、実施面では二国間方式（バイラテラル）が一般的となった。また、計画そのものは自己閉鎖的な国際開発機関というよりはむしろ、傘の形態をとるようになった。

#### コロンボ計画の期間延長

この計画の創設者達は明らかに計画の期間を慣例の5年より長い6年を選んで新軌軸を出したが、長期予想はもっていなかった。協議委員会はその後計画を3回、それぞれ5年として、1957～1961年、1961年～1966年、1966年～1971年、と延長した。

1950年のロンドン会議を引きついだ形の加盟国の年次会議、いわゆる協議委員会は翌、秋に計画の進行状態を再検討するために開かれた。計画に対し、各国が強い関心をもっていることは、会議の各国代表が高いレベルであったことと、現在まで17の国が加盟した事実にも示めされてもいる。加盟国の表は49ページにある。会議は1965年を除いて、1950年以来、毎年開かれた。

#### 技術協力審議会

計画の持続性を維持するために、「南及び東南アジア技術協力審議会」がはじめて計画が生れたコロンボに設置することが勧告された。この審議会は加盟国の代表からなり、年に少なくとも4回は会議を開く予定であった。実際には国の代表はセイロンに外交代表をもっている国が、そこから出す傾向にある。審議会は規約で格付され、その規約には事務局を管理する規定を含んでいる。

計画の唯一の常設機構として業務を実施するため、コロンボに本部をもつ小事務局が設置され、2年毎に加盟国によって推薦されたものから、審議会によって選ばれた事務局長がそれを主宰する。事務局はこの計画の技術援助計画に関連した統計を責任もって用意し、審議会に提出する。

また、全体としてはコロンボ計画に関する情報を用意する。1963年、事

務局にはさらに域内訓練の計画を開発する新たな追加的業務が与えられた。

1967年から事務局は協議委員会に対する助言者としての業務を実施している。

この報告書は、1968年6月30日までに技術協力計画の下で実施した多くの活動を含み、1968年6月にコロンボで開かれた技術協力審議会第100回政策部会で採択された。この会議に代表を送った加盟国はオーストラリア、英国、ビルマ、カナダ、セイロン、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、米国であり、その他国連開発計画からオブザーバーが出席した。



第 1 章

## 序

(1) 1968年7月5日、審議会は第100回の会議を開いた。Gal Oyaiにおいて、6月28日はじまった開会式は意義深いものである。なぜならGal Oyaiにはセイロンにおいて、14年前、コロンボ計画が誕生する直前に始った計画で、セイロンにおける最初の多目的開発計画があったからである。開会式の開催場所はAmparaiのHardy技術訓練所であった。このAmparaiはコロンボ計画が協力した計画で、「南及び東南アジアにおける技術協力」に関する永続的公議機関として設置されたものである。Hon. Mr. G. P. de Silva 土地・灌漑・水力大臣（セイロン）とHon. Mr. M. D. Banda 農業・食糧大臣（セイロン）が開会の挨拶をおこなった。Hon. Mr. I. M. R. A. Iriyagol 教育・文化相からのメッセージが読み上げられた。1968年の審議会議長であるH. E. Mr. Yusup R. Abufakar（フィリピン）は公用でフィリピンに出張中であったため、審議会は万場一致で議長代理として、セイロン駐在マレーシア高等弁務官H. E. Mr. Mohamed Sopiccを選んだ。

(2) 審議会の初代議長であり、現在、ニューヨークにおいて、UNDPの理事長補佐として活躍しているMr. R. Coomaraswamy（セイロン）は事務局が発表した記念論文中のメッセージの行文において、「技術は南および東南アジアにおいて定着した」と述べ、そしてコロンボ計画はその発展の中で、正当な誇りを要求し得るとしている。当初からコロンボ計画の協力の精神はその実施と過程に象徴されていた。計画設立の当初から、加盟国とオブザーバーとの間にはなんら差別はなく、討議にも両者が十分に参加した。

(3) 期待されたように、過去数年間に亘って開かれてきた審議会はその独自の形式を発展させ、その伝統的な形式にこだわらない精神は今でも、コロンボ計画の中に継承されている。しかし、その規則では政策部会が協議委員会の年次会議の後にもたれ、また、事務局の年次予算を承認する目的で、年の中間に開かねばならないとされている。審議会の事務を指導するため、毎年少なくとも2回の非政策的会議を開く必要があることもみられる。

### 特別議題

(4) 1967年11月～12月、ラングーンで開かれた第18回協議委員会会議において、1966年に採択された特別議題委員会の報告に関する手続の変更の決定がなされた。さらに事務局が1967年の特別議題のための概要を準備し、またラングーンにおける特別議題委員会に提出するためのカントリーペーパーを調査し、討議資料を準備するためにコロンボに専門家の特設作業委員会を招集したことは未だ記憶に新しい。これは最大な効果を証明すると同時にもっとも高価なものでもあった。

事務局がその概略について責任をもつこと、また、全てのカントリーペーパーを主催国へ送付することが勧告された。そこでは、協議委員会会議が開かれる数日前に、専門家委員会(Committee of Experts)が参集し、それらのカントリーペーパーを再検討し、特別議題委員会(Special Topic Committee)のための討議事項を準備するのである。

(5) 本年初め、事務局は提案の概要を回覧したが、それに対して、いくつかの国は加筆や修正を加えて回答してきた。これらは審議会によって承認されたもので、その最終的な提案の概要は今や全加盟国の手許に送られている。

### アジア開発銀行

(6) 勇気づけられる発展の一つとしては、アジア開銀の公式活動の第1年度が終ったことである。同銀行への支持はその後もつづき、その結果、今や31の活動的な加盟国が参加するに到った。期待されたような十分に円熟したスタッフを送り出すにいたってないが、すでに前進しつつある。

(7) 1968年1月、同銀行は最初の借款500万米ドルをタイ工業財政公社(The Industrial Finance Corporation of Thailand)に融資することを承認した。

(8) この年を通じて、同銀行は総合的なアジア農業調査を指導した。1968年2月理事会は城内交通調査(Regional Transport Survey)

の企画を認可した。

(9) 同銀行は「経済技術協力」に充当するための「特別基金」(Special Fund)を維持していくに十分な資金を期待している。

(10) その第1回の年報において、同銀行は以下にいうようにコロンボ計画との関係について述べている。

「アジアの経済開発という目標へ専念する組織として、コロンボ計画は同銀行と多くの共通性を有する。同銀行からのオブザーバーは1967年11月～12月にかけて、ラングーンで開かれたコロンボ計画協議委員会の年次会議に出席した。そして、同銀行はコロンボにあるコロンボ計画事務局を通じて、技術協力の分野で、コロンボ計画の活動と密接な協力体制を推し進めていく。」

#### 趨勢

(11) 審議会はこの地域の経済開発における農業の進展の増進に注目した。これはコロンボ計画下におこなわれた技術援助の構成に反映している、一方においてこれは心強くするものであるが、他方においては人口の絶まざる増加によって、未解決のままになっている恐るべきギャップを示めすものである。「驚異の米」の発見はすでに賞賛すべきほどの稲の増収をあげ、これを他の国々へ導入すれば、同様に心強い結果をもたらすであろう。コロンボ計画の農業専門家はこの重要な進展に大いに貢献した。

(12) 経済上の観点からすれば、1967～1968会計年度はコロンボ計画の加盟国のみならず、世界にとっても、全体として、困難なものであり、かつ辛い年であった。それは広い経済的影響のある3つの出来事とその主な原因である。

英ポンドの下落に始まり、次いで他の二つのコロンボ計画加盟国が同様な行動(平価切下げ)をとった。その直後、世界は米国の収支が深刻な状況下にあることに気づいた。ついにそれは世界経済の大部分を支配する伝統的通貨体系に対する一撃となって現われた。

(13) 一見して、もっとも影響を受けた国は直接にまき込まれた諸国であるように思われた。しかし、そのような規模の経済的衝撃は容易に制御出来ず、その結果直接に関係しなかった国にも、いろいろな形でその影響から逃れることは困難であることが判明した。

(14) 過去1年に世界を悩ませた経済上の不安から、来るべき年の援助の程度を予言することは危険であり、むしろ冒険でさえある。なにも過度な悲観からでなくても、域外国のいくつかは大きな国内の経済上の困難を経つつあるので、それらの国の経済援助が拡大することは考えられないことである。コロンボ計画の最大の援助国である米国が供与する援助は、うたがいもなくベトナム戦争の成行きと国際収支の均衡の改善にかかっている。また、英国は、開発途上国に対する経済援助は削減しないが、その増額は疑もなく、英国経済の改善の度合によると発表した。また、同様に多くのものが、最近の国際通貨基金の新しい特別引出権の提案が金の価額と国際通貨の自由化に好ましい効果をあげようかどうかにかかっている。

(15) もし、前年の混乱した経済的諸事象から引き出された教訓があるならばそれは各国の相互依存を認識したことであろう。

## 第 2 章

## 1967年の実績とその傾向

### 総論

(1) コロンボ計画による技術援助は開発途上国の経済に緊急に必要な技能や専門技術の大規模な移行をうながす努力として、18年前に設立された。いまや、それは南および東南アジアの急速に成長する社会経済開発にとって、コロンボ計画という半世界的戦略における偉大なる武器として結晶された。これは、援助計画や政策に構成の変化や重点の置き場所へ移動があったにせよ、常に技術協力に対しては高い優先度があたえつつけられたことに明らかにされている。

(2) OECDは1967年の開発援助努力と政策の審査にあたって、次のように述べている。

「近年を通じて、政府2国間援助計画の構成で、もつとも注目すべき変化の一つは、技術協力事業に關聯して起る、派遣およびその他の行政上の問題があるにもかかわらず、援助国の技術援助事業にとりくむ熱意が高まっていることである。」

(3) 1967年(歴年)中にコロンボ計画による技術協力事業に支出された総額は172.7百万ドルであった。これは現在までの記録としてはもっとも高い年間支出額であり、1966年(歴年)の18%増を示す。コロンボ計画の開始時期からの総額は990百万ドルに達した。

(4) 技術援助のように大衆の活動の中に効果を求めるものでは、たんなる統計上の総額によっては意味ある測定はできない。技術のトランスファーの微妙な過程は触媒作用をもち、累積的であり、実体のない、いわゆる人的要素に大きく依存し、定量化の困難なものである、同時に様々な政策上の決定は多くの考慮にもとづいて行なわれるので、不十分とはいえ定期的な効果測定を実施する必要がある。昨年は技術援助の効果に限界を与えている諸要素の質の面の効果測定が加盟国に質問状を送って実施した。

(5) 1967年に回覧した研修の一般的オファーは附録Iに登載してある。

(6) 附録Ⅱは23の統計表を含む。それらはコロンボ計画国の統計を昨今の国際的慣行の線に添わせるため、歴年に合せた数字で現わすように本年のものを改訂してのせてある。

これならば統計をできるだけ完全なものにするための裕余期間があり、有利な面をもっている。従来は統計集計の基礎として、前年の6月から本年7月までの会計年度による方式では加盟国にとって、正確な数字を提出するには時間が少なすぎた。また、事務局にとっても詳細にして、十分な意味のある分析をするための、通した要約をするにも十分な時間がなかった。また新しい報告形式はすでに歴年で他の国際機関に統計を提出した援助供与国にとっては、それをそのまま用いればよく、準備に費やす重荷を軽減するものであろう。

(7) 各累計とも前年の報告との継続性を維持するため、1966年12月までのものをのせた。来年の報告書では、できる限り、最新のものにするために、次の年の前半の暫定的な数字を載せることが望まれる。今後は新しい研修員は専門家の数に加えて、できうるかぎり継続する研修や派遣をも考慮に入れるため、研修や派遣の延入月数 (man-months) の合計をも載せることになろう。

#### 研修員 (表 I ~ IX)

(8) 1967年を通じて、6845名の研修を実施した。米国が最大の供与国で、3491名を研修し、全体の51%にあたる。英国は(810名)12%で2位を占め、一方、日本は(745名)でこれに次ぐ。一つの重要な傾向は、1965年以降、日本の貢献が引きつづいて増大していることであり、インドの貢献度が急速に増大していることである。そして、これは、アジアの自助を示すものである。

(9) ヴイエトナムは年間最大の研修員の受益国で、1300名の研修が供与された。次いで、タイ(1060名)、インド(653名)で、1967年審議会に加盟したイランは56名が与えられた。

(10) 表Ⅲは研修分野によって、研修員を分析したものである。1967年を



通じて、研修員の最大なものは行政管理（1415名）の分野であり、これは発展過程において、良好な行政と管理が最も重要なものであることを反映している。開発に不可欠な教育（1385名）はコロンボ計画の開始時から高い優先度を与えられている。教育の分野で、研修を与えられたものの26%は技術教育である。農業は開発経済の支柱であり、1049名が研修を受け、これらに次ぐ優先度が与えられている。

(11) 個々の援助国によって、重点の置き場所には多くの相違がある。米国の貢献は主に行政の分野と食糧、農業、林業の分野におかれている。英国は技術と行政のコースにより大きな重点を置いている。日本は運輸通信に、インドは統計にとくべつな注意を払っている。オーストラリアとカナダは教育のコースに優先度を与えている。

#### 専門家（表X～XVI）

(12) 専門家要員の派遣は昨年度の全支出の59%近くを占めるほどの技術援助の重点分野である。しかしこれはまた全援助資源の中でも乏しいものでありしたがって、援助供与国の多くが派遣方法の改善や退職手当のようにより魅力的な条件の提示、さらにはこれらの問題に対する興味を拡げるために大学や研究所による開発問題の研究を奨励をして、派遣要員の便宜を増大するような方法を取りつつある。

(13) 1967年を通じて、1262名の専門家がコロンボ計画により派遣された。これらの専門家の56%近くは合衆国（702名）から派遣されたものである。日本（191名）、英国（115名）が昨年を通じての他の主な専門家供給国である。

(14) 専門家の最多数はタイ（321名）に派遣され、インド（145名）、ラオス（115名）が次いでいる。

(15) 派遣専門家の最大多数が教育（245名）の分野である。過去の経験から、それは開発途上国は初等、中等および職業教育の諸計画を実施するための資

格ある要員を欠いていることを示しているといえる。コロンボ計画下に派遣された教師や教師を訓練する講師はそのギャップをうめる一つの方法として助力している。派遣専門家による活動の他の重要な分野は医療保健(224名)、農業(204名)である。

#### 機材(表XVII)

(16) 技術援助の第3の方式は研修、研究施設および演示のための機材の供与である。高度な技術・技能の移殖はそれに見合った適切な機構設備の要付けがないと、困難であり、無駄な過程を踏なくてはならない。技術輸入は短期間においては単に技術上の需要に応え得る、較差是正の方法でしかあり得ない。長期的にはその地域の技術的な人的資源のすべての需要を満たし得るよう、それにながら施設をもった機関を建設し、整備することがより重要である。

(17) 1967年を通じて、機材に関する支出は47.3百万ドルであった。機材に関する支出の比率は1959年以来上昇を示し、1967年には全支出の27%を占めている。

#### 域内研修(表VIII A)

(18) 域内の自給自足は技術生産の国家的な自給自足を進める第1歩である。理想的には技術援助は削減し、域内研修が前進的に拡大し、そして、域外国の研修は高度な専門技術に限られるものに整理することである。しかし、実際においては各種の阻害要因つまり財政上、歴史上、行政上、心理上等のため、これの実現は遅々たるものである。

(19) 1967年、コロンボ計画域内国々は434名の域内研修を実施した。これは全体の6.3%を占める。インドはこの地域の主要国で312名を研修し、全体の72%を占める。その他パキスタン(52名)、シンガポール(51名)、セイロン(7名)、マレーシア(5名)、フィリピン(3名)、タイ(2名)、ビルマ(1名)、韓国(1名)が今年度の域内援助国である。

(20) 表Ⅲは域内研修の累計である。

この計画の開始から、1967年12月までに4490名が訓練され、総計52,329名の8.6%である。

(21) 1967年、1026名の第3国研修が米国(1006名)、オーストラリア(20名)によっておこなわれた。

#### 支出総額(表ⅩⅧ～ⅩⅩⅠ)

(22) 技術援助活動は1967年を通じて高い水準に保たれた。技術援助の支出総額は、172.7百万ドルで計画開始以来の総額は990百万ドルとなり、そのうち、19%が52,329名の研修に、46%が10,793名の派遣専門家に、35%が機材供与に使用された。

(23) 表ⅩⅩは1967年の技術援助の3つの分野について、供与国の支出額を示している。そこでは米国の支出が最大の割合を占めており、英国と日本は専門家派遣に対する支出に重点があり、一方、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドは研修の供与により多くの資金を割当てていることがわかる。

(24) 「1967年、OECD開発援助努力とその政策の審査」の統計によると1966年の技術援助額は英国による二国間援助額の20%を占め、米国のそれの15%、カナダのそれの11%、オーストラリアのそれの7%、日本のそれの3%を占める。1967年のパーセンテージではとくに日本がいっそう高くなることが予想される。

#### 結 論

(25) コロンボ計画の二国間活動において、経歴上暗黙におこなわれていることは、成果や進展状況をうまく設定された目的に照らして継続的に審査する機会をもつことであり、また、現在おこなわれている開発が将来の計画の中に位置づけられるようにし、その結果、不十分さや不均衡さが最小の遅れで矯正され、一致させ得るようにすることである。これは技術援助が援助計画の一環で

あるが故に、とくに重要である。援助計画はともすると資源を浪費しやすいが一方において、うまく計画されたものからの長期的な報いははるかに大きいものがある。

(2) 開発は静止の状態をいうのではなく、それは一つの進化の過程であり、したがって現実に沿って未来への歯車となるように仕向けられた弾力ある援助計画が望ましい。過去20年の開発援助努力の中心的効果が基本的な妥当性をもつものであるが、同時に概念上、方法論上、経費支出上の重大な変化が蓄積された経験を基礎として生れている。

次の二つの基礎的前提は今や一般的に受け入れられている。つまり、一つは開発途上国自身には開発の一次的責任があること、いま一つは先進国には開発途上国の開発達成にとって必要な国際的援助を供与する責任があること等である。さらに除々に認められつつある第3の前提は供与国、受益国の双方の個々の活動が時間との競争において最適な成果を達成するため、地域的あるいはできるだけ世界的なアプローチに従わなければならないことである。

第 3 章

## 経済開発における技術協力の事例

(1) 高度に発展した域外諸国に較べれば、アジアのコロンボ計画地域の開発途上国は依然として、貧しく、その豊富な天然資源、人的資源に見合った資本の不足、その大衆のよりよい生活を生み出すために必要な技術の絶対的不足等がある。低所得の状態、貧困、機会の少なさ等は、もちろん、アジア人が現在の経済水準の下で生活することに満足するなら、大きな問題ではない。しかし、進歩と変革に対する圧力は大きなものがあり、かつ、それは「期待をもち上げる革命」を動機づけるものである。この革命はアジアを巻き込み、そして、その経済をこの地域の人々に合理的な生活水準を与え得るような近代的に進歩した経済に変革しないかぎり、この地域の諸国は完全に平和になることはないのである。

(2) 技術協力の目的は人間のもつ技術や知識を工業国から開発途上国に移殖することであり、開発の過程においては不可欠な手段である。なぜなら、コロンボ計画という持てる国と持たざる国の間の大きなさけ目の架橋によって、域内諸国がより豊かな供与国からの継続的な多くの援助で、自身の開発を早める助けとなるからである。1967年12月の審査では、その年の半ばまでに、技術協力に支出した累計は316.7百万ポンドに達し、その20%が48,440名の研修員に、4.4%が10,024名の派遣専門家に、36%が技術・研究機材の供与にあてられた。

(3) この章では、援助のうちコロンボ計画援助にもとづくこの地域の国家経済発展にとって緊要なる事例のいくつかを昨年実施された技術援助の広範な分野からとってのせてある。

### 食糧と農業

(4) 空腹と飢餓の脅威はアジアのコロンボ地域における永遠の問題である。農業は前例のない大きな危機的な比率に到達しつつある人口増加の圧力によ

て、重荷を負わされている。しかし、農業は依然として、この地域の開発途上諸国経済の頼みの綱である。それが国内総生産に貢献する割合は1/3以下から1/2以上に变化している。

(5) この地域の国家的飢餓という妖怪は1967年に後退した一方、食糧状況は依然として深刻化したままである。米の不足は農業生産を暫進させるべきだという新たな認識を喚起した。いっそう増産したところはセイロン、韓国、フィリピン、タイであるが、これらの前進もビルマ、カンボディア、ラオス、ベトナムにおける減産によって相殺された。インドの収穫高は前年の惨めな数字を部分的に上回ったのみである。

(6) 食糧不足の根本原因との取組みの進ちよく状況はいたましいほど遅い。灌漑施設の不足は依然として、農民を天候のなすがままにまかせており、新しい品種や近代的肥料を十分に活用することを不可能にしている。農産物の貯蔵や加工も原始的で無駄が多い。アジアの飢餓の真の解決は改善された生産方法の活用であり、それはこの地域全般に共通する。後進的社会の中にいる何千万の農民はいっそう増産するよう援助されなければならない。

(7) セイロンはニュージーランドの援助でコンデンスミルク工場、スプレー乾燥プラントの建設を含む総合的な畜産開発計画に乗り出した。この計画のミルク需要に応ずるため、多くの農場が新たに開拓され、また訓練された要員が必要となるので、中央畜産研究所(Central Livestock Research Station)長はカナダのGuelph大学の畜産科での研修を命じられた。

(8) カナダのオンタリオ州ではカナダの対外援助計画にもとづき、韓国へ農業援助を供与しつつある。カナダ連邦政府の対外援助局(External Aid Office)の協力を得て、オンタリオ州政府が開始したプロジェクトによって、約30名の韓国人が、オリエンテーションやいくつかの特定なオンタリオ州の農場での実習、さらにセントラリアにある新オンタリオ農業研究所での技術訓練等を含むコースで近代農業技術の実施研修を受けている。これらの研修員は帰国して、農業開発の分野で働くこととならう。

(9) 英国はタイ政府に対し、タイの畑作振興に関連し、多雨性の棉花生産の拡大計画を支援するための棉島開発センター設立を援助している。ロンドンの海外開発省は次のものを供与する計画を立てている。3名の派遣専門家(プロジェクト・マネージャー、農業経済学者、農業技術者)、最少5名の研修員、あらゆる農業機械や作業場の機材、事務用のある種の材料等それらは総額24500ポンドに達する。さらにセンターが順調にスタートし得るに必要な肥料、殺虫剤、殺菌剤の当初必要分、農場や作業場、農業訓練所の建物に必要な資本金、なども含む。このプロジェクトの費用は、時価で、大体450,000から500,000ポンドとなり、英国政府とタイ政府の間で分担する。その目的はセンターをナゴサワン地区のタク・ファ・(Tak Fa)に設置して、主要作物として棉花をもつこの地区に適した農業方式を研究、調査し、この地方に最適な栽培方式を農民にデモストレートすることであり、さらに、この方式を実施するために必要な技術を農民や技術者を対象に研修するものである。そして、必要ならば、農業省やその他の関係省を支持して、綿花研修センターを設立することも目的とされている。

(10) インドに対し、米国の専門家は約五億年以上の地質上の変化に関する学識と近代技術を組合せた科学を応用したプロジェクトで燐酸塩の含有量を発見し、測定することを援助している。米国は25万ポンドの借款をこの計画の外貨経費として与えた。亜燐酸は燐酸の主要成分であり、インドにとっては化学肥料のいくつかのタイプの基本成分として、緊急に必要である。

(11) 如何にしたら、インドの農民をもっともよい方向に向わせられるかということがハラプール(Kharapur)にあるインド技術研究所農業技術部(Dept. of Agri, Engineering at Indian Institute of Tee)の仕事である。米国政府の228,556ルピーの贈与の下で、1名の助教授が各種の異った土壌にも効果的に操作できるいろいろな農業機械の設計のために必要な調査をしている。

(12) パキスタンは市場情報及び農業統計部(Dept. of Marketing Intelligence and



Agri, Dept. Corporation) の次長と農業開発公社 (Agri Development Corporation) の次長 (計画担当) をカナダの Guelph 大学と Manitoba 大学の農業経済と農業プロジェクト計画に関する研修コースに派遣した。

(13) パキスタンが導入しようとしている病害防止法 (Pesticides Act) の発布には薬剤散布後に作物に残った病害の分析が必要である。なぜなら、許容限度が定められなければならないし、これらが厳密に観察されたことを確実にチェックされなければならないからである。そこでパキスタンは、病虫害の分析追跡や残余の検査のために採用する近代技術をイナゴ警戒・植物検疫部、(Dept. Q Locost warning and plant Quarantine) の職員に紹介し、研修を実施する。

(14) オーストラリアはコロンボ計画の下で、インド政府に6つの近代的自動化ベーカリーの建設に協力している。オーストラリアの援助資金の推定額は、917,000 オーストラリアドルで、全ベーカリーは1968年中に稼働を始めることが期待されている。それらはボンベイ (Bombay) (ここには二つの生産工場がある。)、マドラス (Madras)、ニューデリー (New Delhi)、カルカッタ (Calcutta)、アメダバッド (Ahmedabad)、ナクラム (Ernakulum) 等にある。ベーカリーのインド人工場長はコロンボ計画の下で、オーストラリアで特別研修を受けた。オーストラリアは各ベーカリー工場の自動製パン機を供与し、その工場のレイアウトをした。今オーストラリアからの技術スタッフは機材を据えつけており、それをフル操業にもち込もうとしている。初年度から、それらベーカリーは総計、年間55,000,400グラムの製パンをするが一般大衆の需要に見合ひまでの増産ができよう。

(15) インド農業研究所 (Indian Agri. Research Institute) は米国政府からの、1,00,616ルピーの贈与を受けて、青ぐされ病や柑橘類をおかすウイルスの研究を推進している。この研究プロジェクトは米国農務省によって財政化されたものである。

(16) ニュージランドはミンダナオ近郊のミンダナオ州立大学の農学部酪農場を運営する管理者を派遣した。シャーシー種の牛、搾乳機材、農場機械さらに牧草の種子等総額、26,000万ドルが模範農場の開設のための援助として供与された。また、ニュージランドは当大学の技術学部に大学卒業生や技術者のための作業場を建設するために必要な機材6,000ドルの供与をした。作業場実習の専門家一名をその大学に派遣し、また技術学の講師、1名も次年度から送る予定である。

(17) オーストラリア政府の労働福祉省はフィリピンから1名の酪農研究者を招き、酪農プラントの管理者としての研修を実施した。そして、さらにパキスタンから1名の製糖技師を受入れ、農協市場について研修をした。

(18) インドの、アリグラフ・ムスリム大学 (India's Aligarh Muslim Univ.) での研究から、良質のメロン、カボチャ、へちまの増産が得られよう。この研究プロジェクトは228,700ルピーにのぼる米国政府の資金援助によって支えられている。この研究から、得られた知識は植物栽培者にとってほかの抵抗性の強い品種の種子の発見にも劣らず、食糧資源の改善に資する上で、利益をもたらそう。

(19) パンタナガル (Pantnagar) にあるインド、ウタル・ブレディシュ農業大学 (Indian Utta Pradesh Agric. Univ.) は豆類ビールス病および穀類の病気と闘うために米国政府から、本年二つの5年分割供与援助資金の最初の割当てを受けた。この資金の総額は8 Lakhs ルピーを超える。5カ年分割の内一つの資金は289,230ルピーで、ウタルブレディシュにおける豆類のビールス病の総合的調査のためのものである。他の一つの分割資金は522,784ルピーで、害虫の研究にあてられる。

(20) 農業普及ではセイロンから2名の農業指導者と穀物官 (Crop Officer) さらにマレーシアからは1名の農務官 (Agriculture Officer)、シンガポールからは、地方開発部 (Rocal Deuelopment Dih) の生産官 (Production Officer)、ヴェトナムからは農業省技術援助部長等がオーストラリア

で研修を受けた。

(21) セイロンは国立乳業委員会 (National Milk Board) の活動の計画的拡大の結果としての技官に対する需要の増大に応え得るためにニュージーランドに酪農技術の研修のために技術補佐官 (Technical Assist.) を派遣した。

(22) 馬鈴薯の作付増加と馬鈴薯の安全な保存はインドのシムラ (Simla) の中央馬鈴薯研究所 (Central Potato Reserch) によって、計画された研究の成果であろう。研究は馬鈴薯の黄腐病 (Brown rot) や茶腐病 (Charcoal rot) に対し、抵抗力ある馬鈴薯栽培の開発することを探求するものであり、総額 382,478 ルピーの二つの米国政府の資金援助によって、支持されている。

(23) コロンボ計画地域において、日本政府による農業開発協力計画の下で、いくつかのプロジェクトが実施された。それらは一つはインドネシアの西ジャワにおける食糧生産を増加させるプロジェクトであり、また一つはマレーシアのブライ河下流の農業開発のためのフィジビリティー調査あるいは計画の細部調査あるいは実施設計等である。また一つはフィリピンにおける稲作増産のために推進された計画の実施前調査、詳細な設計であり、そして、今一つはカンボディアにおけるメイズ生産の増加のために推選された計画の実施前調査のプロジェクトである。これら各プロジェクトには日本から必要な機材とともに農業専門家のチームが派遣される。

## 漁業

(24) 人口の高度の増加と未開地が耕やされるに従い、人間はその食糧供給の増加のため、ますます海に向うことは明らかである。アジアのコロンボ計画地域の熱帯の海の漁業は大いに拡大し得るものである。ここではたんに限られた市場と他の食物との競合だけが大きな障害である。

(25) ビルマ人の常食の中で、魚に対する不断に増大する需要に応え得るよう  
に、ビルマ政府はホルモン注射による養魚の技術を開発しつつある。この養魚

の計画はインド人の魚の専門学者の助言を受けている。この専門家の指導の下に鯉の大規模な養殖が成功裏におこなわれた。魚の脳下垂体ホルモンの投与によつて、幼魚200,000以上が生まれた。これは魚の脳下垂体線の自然な結果から得られたものである。このすぐれた魚類は全国の養魚家へ安価に配られた

(26)セイロンはネゴンボ(Negombo)の漁業訓練センターのような機関をとおして、その漁業産業を開発しつつある。ネゴンボのセンターは機械修理コースはいうまでもなく、漁業従事者への各コースを設けている。2名の日本人専門家が顧問として、このセンターに派遣されている。

(27)カナダはニューファンドランドの漁業大学にセイロンから1名の訓練生を受け入れ、淡水漁業と漁具加工の研修を実施している。

(28)マレーシアにおける漁業産業の急速な発展は社会経済と経済計画に新たな努力をなすことを覚醒させた。カナダ、ニューファンドランドの起念大学において漁業官が漁業開発の研修コースに参加している。帰国後、この研修員は漁業部に経済研究班を組織する予定である。

#### 水 資 源

(29)島国であるシンガポールでは漁業振興の重要性とそれが国家経済に及ぼす潜在的貢献力が認識されている。近代的な漁港、漁業訓練センター、最新式魚市場施設が建設されつつあり又漁業の諸分野において人材が養成されつつある。カナダはニューファンドランドの漁業大学においてシンガポール漁業訓練センターの講師5名に対し、海洋工学、漁工場工学、航海科学及び食品技術分野での長期研修を行なっている。

(30)アメリカ人の農業信用組合アドバイザー(漁業)1名が韓国で任務についた。

(31)米国の4名の農業専門家チームが水の管理技術についてインド人職員の研修にあたっているがこれがやがては何百万エーカーものインドの土地の生産増加に有効に役立つものと思われる。彼らはMysore州のBellaryの近くに設置されている土壌及び水管パイロット・プロジェクト(試験計画)で指導にあたっている。このパイロット・プロジェクトは水資源の高度利用に貢献のあつた米国で実行された計画を模範としたものである。この種のパイロット・プロジェクトが合わせて4つインドの異なる4地域に設置され4名の米国の専門家により指導されてゆくことになる。

(32)パキスタンはその広大な内陸地の水路機構の最善利用を図るため研究をすすめている。この目的のためには高度の舟航知識が必要とされる。ダツカか

らの電子工学技術者1名が無線舟航装置（無線電信管局から100マイルの範囲内ではヤード単位の正確さまで正確に通行中の船舶の位置を察知できる装置）の使用法について英国で研修を受けている。

## 林 業

(33) 農民がその家族需要を満足するだけの十分な土地を持たない場合往々にして森林地帯への侵入を図る。農耕地の不足したアジアの農民にとって、森林保護やその事が土壌侵蝕、過剰泥沈澱、洪水、灌漑設備損傷等を防止することにもつ意義などほとんど無関心なことであった。

(34) カナダではMac Donald 大学での土壌科学と林業講座にマレーシア人学生2名及びサバ州の営林官吏1名がそれぞれ参加している。

(35) 4名のネパール人研修員（それぞれネパール森林省の管理課担当官吏、組（Crew）指導員、土壌科学者、管理計画専門家）が米国において各人の分野での研修を受けている。

(36) 東パキスタン政府は第三次五カ年計画期間中に森林開発計画の実施を掲げているが、その様な計画を成功裡に実施するには高度な技術者が要求される。管区営林所官吏1名がビルマ政府の設けている木材伐採コースに参加し研修を行なっている。

## 工業及び貿易

(37) 世界総人口の約 $\frac{1}{3}$ を有しているにもかかわらず世界の工業生産の2%以下しか占めていないアジアの低所得諸国全域を通じ発展を阻害している不利な諸条件と無能さが原因でコロンボ地域の工業化は低迷している。世界中のいかなる国も製造工業と貿易の飛躍的な拡大なしに低開発水準から脱皮した国はなく、その事からも工業化と商業発展はコロンボ計画地域全体の近代化推進にとり欠かせない重要部分を占める。

(38) 当分野では英国の資金援助を受け建設され、アフガニスタンのHelmand ValleyのBostにある綿実油加工工場でアフガニスタン人職員が英国の海外開発省から派遣された5名の専門家により訓練指導を受けている。それらの専

門家達は工場の運営を補助し、現地職員の訓練指導を行なうため技術協力協定に基づき派遣されている。工場は英国海外開発省の60万ポンドの借款で建設されたもので、毎24時間に54トンの綿実の処理能力がある。

(39) 英国の綿紡織技術専門家1名がタイで繊維試験研究所の据え付けや、政府農場で生産される綿繊維や紡ぎ糸及び企業が行なう綿繰りのサンプルなどの試験訓練などを指導している。その専門家は以前は英工綿工研究協会に所属し英国海外開発省やFAOに勤務してきた。他に英国の専門家2名がタイ国に赴任しており1名が綿繰りの分野で、又1名が綿市場計画の分野でそれぞれ指導にあたっている。

(40) パキスタン研修生1名が日本国立工業研究所及び名古屋国際研修センターで基礎コース研修を受けた。

(41) パキスタンでは米国の民間技術アドバイザーによる助言指導を受けている。今後その専門家により民間代理店や個人、貿易代理人、金融会社や民間企業、フォード財団、国連諸機関との連絡、助言が行なわれ、同時に事業調整に欠かせない政府官吏と商業人との間の交流が推進されよう。

(42) インドでは国連の支援によりボンベイ大学化学工芸学部において綿及び植物油に関連した2つの研究計画がすすめられている。綿研究に対する国連の援助(贈与)は総額214,500ルピーに達し、植物油研究に対しては216,320ルピーの援助がなされている。前者の研究計画では綿及び綿布に対し日光の与える害の研究と、その被害を最少にしうる化学的処理法の発見や長時間の日射にも適する繊維の生産方法についての研究がすすめられている。後者の計画では植物油の食用及び工業用新利用方法の実験が行なわれている。そしてその中には食物油から合成するグリセリドの生産研究も含まれている。

(43) オーストラリアにより輸出促進の研修講座がイラン公共サービス官2名、韓国商業サービス局官吏1名、パキスタン貿易振興公社職員2名及びタイ国際経済関係局貿易振興課長と同展示部長を対象に開講された。

(44) ニュージーランドは通商産業局において貿易振興研修コースをインドネ

シア貿易部市場調査担当官 1 名と韓国農林部貿易開発担当官 1 名に対し開講した。

## 工 学

(45) 訓練のゆきとどいた技術者があらゆる水準で不足していることからコロンボ計画地域の生産性向上が阻害されている。

(46) 日本はパキスタンのボイラー技術者 1 名に対し研修の便宜を与え、他にもパキスタン人技術者 1 名に国際地震学地震工学研究所で地震工学の研修を行った。

(47) 国連特別基金とセイロン政府の合同による Mahaweli Ganga 灌漑、水力発電計画が実施されている。第一段階報告書作成に伴う諸分野の作業を進めるため、更に多くの専門家が必要となってきたが、本計画への協力のため既に 4 名の専門家を派遣しているインドでは更に 1 名の地質工学専門家を設計、報告書作成に協力するため派遣した。

(48) セイロン土地灌漑電力省は 1966～1970 年の 5 年間に 180,000 エーカーの土地に灌漑施設を設け、19,000 エーカーの湿地干拓の計画を立案している。この事業を実施する上に必要な工学的構造物の設計には室内外の水力モデル研究が必要である。インドは水力専門家を派遣し水力モデルの選定、運操作業での指導や研究結果の評価、報告書作成での協力を行った。

(49) セイロン Paranthan 化学工業公社のプラント工学技手及び茶研究所 Tea Research Institute の技術補佐の 2 名がそれぞれカナダの Windsor 大学及び Mc Gill 大学に化学工学と物理学分野での研修を受けるためセイロンより派遣された。

(50) カナダは研究員研修のためパキスタンの北部地域研究所 POS IR の物理学研究生 1 名を分光学分野でニューファンドランドの Memorial 大学へ、又 2 名のパキスタン地質調査指導補佐職員を地質及び沈澱岩石学分野でそれぞれ Mc Gill 大学と Alberta 大学に受け入れた。

(51) 英国バーミンガム大学の化学工学の長老講師が現在インド科学技術研究

所の教授として活躍している。彼は生化学工学コースの開発に助言を与え、研究の指導と同時に研究生、在学生への教鞭を執っている。

(52) インドネシア原子力研究所では核原料の微生物学的分析での専門知識を有し経験豊富な放射性生物学者を必要としているので、微生物学研究室長が現在オーストラリアで放射線生物学コースでの研修を受けている。

(53) 電気工学分野でのインドネシアスラバヤの特別研究生に対しオーストラリア王立メルボルン科学技術研究所から卒業証書が授与された。

#### 燃料および動力

(54) 工業化の初期段階では動力の利用は無視できない重要な要因である。工業化の全く起っていない状態では特に燃料や動力の供給に手がけることは不可欠である。工業活動が限定され、技術的単純工業のみの枠にはまった経済から製造工業が主役を演じ、複雑なそして資本集約的な工業に非常な重点の置かれる経済への移行の過程ではエネルギー消費量の莫大な増加を伴うものである。

(55) インドではカナダとの協定の結果 Rajasthan 発電計画に対し更に 200,000 キロワットユニットが追加されつつある。インド西北の Rajasthan の計画現場には約 2,200 名の建設労務者が計画の第一段階工事に従事している。現場のカナダ技術者の中にはカナダ原子力会社の常勤技師が含まれている。インド政府原子力部の要員 32 名が Rajasthan 協定のもとに現在カナダで研修している。これらの技術者は Rajasthan 原子力発電計画やマドラス原子力発電所のインド重水力発電原子炉計画をすすめる際中心的存在になるであろう。他にインド人研修員が、Rajasthan 計画に従事しているカナダの製造業者の技術者やコンサルタントについて研修を行なっている。又 D A E 技術者 13 名が Douglas Point で研修を行なっている。

(56) インドネシア石油天然ガス開発理事会の職員 1 名が石油地質学研修のためカナダ Albert 大学に学んでいる。

(57) ネパールの首府カトマンズの電化は英国電力会社により援助されその資金は英国政府により与えられている。英国電力から派遣された送電技師以下英



国技術者陣はネパールの送電技術者と提携してカトマンズに電力設備を据え付け中である。

(58) シンガポールの灯台職員1名がニュージーランドで電化灯台についての研修を受けている一方、シンガポール政府はセイロンからの電気技術者1名に発電配電分野での研修に協力している。

#### 運輸および通信

(59) 運輸は生産及び貿易の両面と密接な関連をもち、それら三分野を切り離すことは往々にして非常に困難な場合が多い。運輸通信の発展は加速的な都市化と工業化を可能にする。輸送のもたらす政治的社会的影響は根強いものである。

(60) 当分野ではトロントからのカナダ技術者が、タイの難弱な湿地デルタ地帯を横断しバンコックから中央平原を通り主要米作地帯の中心都市を連絡する道路の建設計画作成に協力している。カナダのGeneral工業会社により実施中の本計画では、Benkelman光線として知られ技術者が道路建設の最良方法を見出すに役立つ装置を利用している。道路が完成すれば延長52.6マイルで2つの大きな橋を含むものになる。

(61) マレーシアには現在約1千万人を満足させる6テレビ局がある。2名の若いマレーシア人学生がカナダでテレビ・ラジオ放送につきBrandon, manitoba及びWinnipeg(教職コースをもって全道程を終了)の大学で研修中である。

(62) インドネシア空軍法規部官吏1名とフィリピン民間航空局長がカナダMcgill大学での航空宇宙法律研修講座に参加している。

(63) 当分野で日本では1967年度に20以上の研修コースが設けられた。その中には自動車修理技術、港湾工学、搬送波電話技術、国際電信電話及び道路建設のコースが含まれている。これらのコースにはコロンボ計画諸国から100名以上が参加している。

(64) フィリピンには国際空港が1つ、国内航空機用の急造着陸滑走路と同時に75の国内線空港がある。これらの空港や急造滑走路は新型の飛行機の発着や相当な交通量の増加に応ずるため近代化する必要があり、フィリピンは

飛行場拡充の運営面全般に亘り助言を得るため英国民間空港専門家を顧問として迎えた。現在彼はマニラ国際空港に配属されている。

(65) タイ民間航空訓練センターは1961年にタイ国政府と国連特別基金との共同により設置された。センターの目的は国際民間航空機構（ICAO）基準に従いタイや他の東南アジア諸国からの研修性に対し民間航空の初級講座を設けることである。訓練センターは1965年タイ政府に移譲され、上級講座および特別講座がICAO専門家により設けられた。将来の諸計画に従い全講座にICAOから専門家を派遣することはできないので英国は航空交通サービス講師を派遣し協力した。

(66) 1958年セイロン運輸委員会の設置以来英国は工学、運営、予算の分野の専門家を時折り派遣し委員会に協力してきた。英国はロンドン運輸行政部の職員1名を派遣し、各種停車場や中央工作場の維持についての助言を与えた。

(67) 新ラオス国立ラジオ放送網は大部分は英国の樹立した計画であった。そしてラオス人の主任技師が決定するまでは英国が計画に対する主任技術顧問を選任した。

(68) インド郵政部は通信網の大規模開発に取り組んでいる。この計画を実行するには訓練された人材が要求されるので、オーストラリアでの通信専門研修のため6名の通信技術者が派遣された。

(69) パキスタンの民間航空官吏1名とタイ航空交通管理官1名がオーストラリアによる航空交通管理における研修を受けた。

(70) ヴィエトナムのラジオ放送職員1名が、オーストラリアがヴィエトナム人聴視者向けに開始した英語講座シリーズの中のヴィエトナム側のスクリプト（台本）を編成するためオーストラリアを訪問した。番組に添えて説明書がオーストラリア放送委員会とオーストラリア教育部共同で作成された。ラジオオーストラリアではそのほかにアジアの聴視者のための英語講座を2つもっている。それらはインドネシアで1959年以来、そしてタイで1965年以来放送されている。

(71) ニュージーランドはビルマ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア（2名）、シンガポール、タイ及びヴィエトナムの技術者9名に対し交通工学及び高速道路安全講座を設けた。本訓練計画の目的はニュージーランドにおける諸々の運輸問題についての情報を提供し、交通需要や、道路事故を最少限にするため採用されている予防策に特に関連してのハイウェイ設計様式の研究における理解力を訓練生に与えることである。

#### 国連アジア極東経済委員会

(72) ニューヨーク国連本部の国連技術協力局と協力してのエカフェ事務局の援助によりニューデリーの域内住宅センターで2講座が開設された。1つはニューデリーのインド工業技術研究所との提携で1967年11月～12月開催された“住宅分野における社会学的、経済的諸問題”に関連し、1つはボンベイのTATA社会科学研究所との提携で1967年11月～1968年2月に開催された“住宅管理と社会福祉”に関連している。インド政府はコロンプ計画プログラムに基づき両講座に参加するための数多くのフェローシップを供与した。又国連技術援助局もコロンプラン加盟国で域外からの研修生に対し奨学金を与えた。

(73) 1967年中に国連技術援助局はイラン研修所で開講された短期研修講座で研究するためのフェローシップをコロンプ計画地域8カ国の研修生に対し合計21与えた。その内訳はビルマ4、インド3、インドネシア4、ネパール1、パキスタン4、韓国1、ヴィエトナム1、タイ1である。研修計画の内容は、例えば石油地質学、掘さく、精練実習、分類、輸送及び市場、機構及び経営等多岐に亘る特別講座を含むものであった。

(74) インドのChemburにある人口統計学訓練研究センターでは域内からの集団研修生に対し資格講座を開講した。国連技術援助局はインドネシア研修生若干名に、又イラン、マレーシア、韓国、タイの研修生それぞれ1名に対しフェローシップを与えると共に日本の行政国（country）専門家1名をセンターに派遣する事も援助した。

(75) 国連はパキスタンのラホールにある鉄道研修センターでの地域技術協力協定に基づき、センターでの研修生に対し鉄道信号に関連した研修を実施する目的で鉄道研究の地域アドバイザーを継続的に派遣してきた。またパキスタン政府も（コロombo）計画に基づき数件のフェローシップを供与している。

(76) インドのRoorkee 大学にある水資源開発研修センターは、エカフエ及びインド政府と協力しての国連開発計画の十分な支援を得てアジア・アフリカ諸国の技術者に対し水資源技術の研修をするため1955年に設立された。エカフエ事務局はセンター設立前と同様に現在もセンターでの講座に関連した諸分野での情報を加盟諸国に提供しセンターを支援している。事務局の水資源開発計画の地域アドバイザーが総合開発計画作成に含まれる諸々の事項に特に関連して水資源開発計画作成や運営の問題について一連の講座を行なった。

(77) コロンボ計画に加盟している域内諸国数カ国がメコン河プロジェクトへの専門家派遣協力をすると同時にメコン支流プロジェクトの建設に対して物質的、財政的援助を続けている。

#### 国連食糧農業機構

(78) F A Oはコロンボ計画諸国との密接な協調のもとに非常に幅広い分野でのイニシアティブをとってきた。これら諸活動の多くに対し、計画の枠内で貴重な貢献が援助供与国によってなされた。

(79) フィリピンではF A Oとフィリピン政府が国連開発計画の資金援助により設置した乳製品製造訓練研究所に対し、コロンボ計画に基づいて乳製品製造施設や、3延人数年の酪農業専門家の派遣経費などのため合計150,000米ドルの贈与がなされた。コロンボ計画に基づきオーストラリアから派遣された技師1名の指導により乳工場施設の据え付けに敏速な進展をみた。これはコロンボ計画とF A Oの共同努力により進められた乳製品分野の事業の一例にすぎない。牛乳は栄養食品として最もてっとり早いものの一つで、以前よりもっと広範囲に利用されて来ている。牛乳や食肉の供給を確保するため域内の畜産事業の重要性が強く認識されている。

(80) 日本は、牛疫と思われるインドネシア、バリの病気調査のためスラバヤの研究所に、畜産専門家1名を派遣すると同時に200,000ダースの牛疫用L.A.ワクチンと研究所設備の一部を供与した。又FAO専門家を補助するため2名の研究所コンサルタントを派遣した。

(81) コロンボ計画諸国にとり最も重要な食糧資源の1つには、魚類がある。この分野でコロンボ計画は数カ国に対し施設、フェローシップを供与している。FAOは深海漁業、魚類養殖、漁業技術、造船、漁業統計及び計画など諸面に於ける専門知識を広く与えている。インド、インドネシア、ビルマ、パキスタン、セイロン及びヴェトナムでは専門家が深海漁業について指導を行なっている。新しい漁獲方法が、漁船の機械化計画とともに紹介されている。ネパールやビルマやフィリピンでは、商業漁民が大規模な魚類生産計画を立てることが可能にするために改良された魚類養殖の実習の他、魚類の誘導繁殖法、漁業経済などの研修が行なわれている。上記に加えインドでは漁業開発総合計画の作成に専門家が協力している。今後の域内諸国における種々の協力計画も含めた漁業開発総合計画の中に、これら現在行なわれている活動の成果は必ず反映されるであろう。

(82) 無駄を省くためには、生産された食糧を最も効果的に利用しなくてはならない。この点において食品加工及び分配産業は重要な役割を果たすことができる。(インドの) Mysore の食品技術研究所の他、もう一つがマレーシアで建設中である。韓国とフィリピンでは食品産業開発計画が検討されている。この分野における国際的、国内的研修コースが増強されつつある。人体栄養に関する研修は農業、畜産学校あるいは教員養成学校においてすすめられており、これら学生の多くは本計画(コロンボ計画)により上級研修及び域内研修のためのフェローシップが与えられるであろう。

(83) 当然のことながら、作物生産に関する作業は域内におけるFAO諸計画のうちで最も重要な位置を占めている。品種、作付け、水、肥料、普及、市場等々主要な問題となってくる。モルディブアイランドにおける漁民のための

米の生産計画は開始された。タイ、ビルマ、インドネシア等の諸国では灌漑の改良によって米の二期作が進められている。種子生産に関する情報は地域ベースで蒐集検討され、新品種等の紹介は国際米委員会及びその作業班を通じて支援・促進されている。

(84) 土壌調査及び土壌肥沃化作業はビルマ、カンボディア、インド、インドネシア、韓国、ネパール、パキスタン等の諸国に広く普及した。農場管理専門家がほとんどすべて土地、水資源開発計画に投入されており、農業生産経済学や土地利用計画策定において貴重な成果があげられている。パイロットファーム（実験農場）やデモンストレーションファーム（模範農場）等がカンボディアやタイに設置された。セイロンのMahaweli Ganga 灌漑・水力発電計画では大量の水を乾燥地帯に導水することにつき経済的、技術的フィージビリティ（実行可能性）の調査が実施されている。インド、韓国、ネパール等では他の水資源開発計画が実施されている。ここに言及されているプロジェクトの多くは、主に資材面において又フェローシップ供与を通じてコロンボ計画による支援を何らかの形で受けている。

## 第 4 章

## 社会開発における技術協力の事例

(1) この10数年の間、コロンボ計画地域の各開発途上国が自国の開発計画の遂行に努力してきた過程において、抜本的な社会改革の必要なことが、痛感されるようになってきた。社会開発とは、主に教育、福祉厚生等の改善によって一般大衆の生活水準の向上を計ることであり、同時に社会構造、人間の思考方法や価値観、社会組織を変革することである。様々の観点から考えて、社会改革は、経済を急速にかつ堅実に成長させ、物質的な生活水準の向上を可能にするための前提条件であるということが認識されるようになってきた。

(2) しかしわずかな租税収入で運営されている域内諸国の政府は、富裕な先進諸国で期待されるような社会福祉を施すことは無理であり、どうしても経済政策の方が優先され、福祉政策や失業対策、社会保障に予算をさく余裕がないのが現状である。

(3) 本章では、過去広い分野にわたって実施されてきたコロンボ計画による技術協力の、特に社会開発面の援助事例が上げられている。

### 医療および保健衛生

(4) 域内の保健衛生水準は、改善されつつある。かつてはアジアの貧困を助長していたマラリアの大流行は、今日では見られなくなった。コレラや天然痘、腸チフスも猛威を奪わなくなっている。しかしいぜんとして、結核や寄生虫等、予防可能な多くの病気が放置されたままである。

(5) アジア、特にコロンボ計画地域内の人々の寿命は現在、40才から60才であるが、その大部分はきわめて非衛生的、かつ人間の尊厳を著しく傷つけるような住居に暮していると考えられる。大都市の住民の多くは、上下水道施設も娯楽設備もない、雨露をしのぐのがやっととスラム街で生活している。農村地帯ではなおのこと、健康的な生活に必要な最低限の医療、厚生施設や施策すら行きとどいていない。域内の人口の大部分を占める農民の生活を特徴づけるのは、病氣と栄養不良であり、文盲と絶望である。しかし衛生状態は、徐々



に改善されつつはある。

(6) ニュージーランドは、ヴィエトナムのクァイナンに派遣中の 15 人の外科チームを援助し、必要に応じ交代要員を送っている。同外科チームはクァイノン病院に手術室を設けるために、技術面の指導をし、また現地側の医師と協力して患者の治療、手術にあっている。

(7) 米国は、パキスタンのコレラの予防、治療、対策の改善を計るため、ダッカのパキスタンコレラ研究所に医師 2 名と技師 1 名を派遣した。これら専門家は、同研究所でコレラの予防、撲滅対策の推進、および普及を指導する一方、研究所施設の維持、管理の任務につく予定である。

(8) サイゴンのチューライ病院では、日本の協力で脳外科病棟が建設中である。日本から他にも多くのプロジェクトが実施された。それらは、医療チームの派遣、医師および機材の提供という形で行われており、タイ東北部への巡回医療団の派遣、タイヴィールスセンターに対する電子顕微鏡の供与等がその例である。

(9) 栄養不良と病気に対する戦いをさらに進めるため、インド、デリー大学のバラブハイパテル脳部器官研究所では、米国から 3,377,091 ルピーの援助資金を得て、ビタミン A の人体に与える影響を研究している。ビタミン A の欠乏は、インド南部によく見られる眼球乾燥等、人間の体に様々の重大な病状を引き起す。

(10) ある 1 名のインド人女医が、アメリカの科学者が長い間対抗策を考えてきた respiratory syncytial ヴィールスに対する解決の糸口を見付けることとなるかもしれない。今日でもこのヴィールスによって、世界各地の何千もの幼児の生命が毎年奪われている。その若いブナ生れのヴィールス学者は、アメリカ人の学者にまじって、ワシントン近郊の NIAID (アレルギー疾患、伝染病研究所) でそのヴィールスの生ワクチンの開発に従事している。ワクチンの開発は、5 年前から始められているが、良い免疫効果が得られないため困難に直面している。彼女は、ヴィールス病に初めて関心をいだくようになったボ

ンベイで研究を続ける予定である。

(11) ニューデリーのバラブハイパテル胸部器管研究所は、結核菌の性質を研究することになっている。この研究によって種々の結核の原因となる結核菌を早期に識別することが可能になり、より適切な治療ができるようになるかもしれない。この研究は、米国農務省の農業研究事業による補助金の援助を受けている。

(12) インド、ウダイプル大学は、食中毒や下痢の原因と考えられる2種類のバクテリアを研究している。この2種は、食品や乳製品につくバクテリアで、世界中どこにでも繁殖している。現在この研究に対し、アメリカ政府から、179,000ルピーの補助金の第一回目の給付がされた。

(13) 戦争で荒廃したヴィエトナムでは、結核や小児まひ、天然痘等の伝染病が、公衆衛生上大きな問題になっている。クワンガイのカナダ医療団は、オンタリオ、パーリングトンから外科医を団長として迎え、強化された。同医療団の団長は、クワンガイのカナダ設立の結核診療所や病院について担当するだけでなく、ヴィエトナム全土のカナダの医療援助のプログラムを担当することになっている。将来はクワンガイ診療所を58ベットに拡張し、研究室、X線装置を完備する計画であり、増員予定の医師、技師各2名がカナダ国内で募集されている。

(14) セイロン、コロombo市の母子衛部々長が、カナダのトロント大学の大学院課程で小児科の講義を受講中である。

(15) バーミンガム大学歯学部の英人講師が、ビルマ政府の要請で、歯科外科の講師として滞在中である。ラングーンの歯学研究所で、教授および研究の指導をするため英海外開発省により派遣されたものである。

(16) 英国サセックス大学の開発研究所では、マレーシアの家族計画局長、タイの公衆衛生省と労働計画局の担当官2名が、人口調節政策に関する研究コースに参加した。

(17) 英政府は、タイ、バンコックの医科大学に顧問を派遣し、熱帯医学、風

土病の研究を指導し、留学生や研究生に対する熱帯医学や衛生学の教育を補佐させた。

(18) サイゴンのニイドング病院に、1966年から派遣されている英国の小児科チームは、ブリストル大学の小児科大学の小児科講師である優れた専門科の指導のもとに増強され、現在10人の医師、15人の看護婦、レントゲン技師、研究技師各1人、計27人のスタッフが活動している。英国は、相当量の機材を同チームに供与している。

(19) インド政府は、オーストラリア厚生省の麻酔外科の研修に、軍医科大学の麻酔学の准教授と国立総合病院の整形外科医を指令した。

(20) オーストラリア厚生省は、アフガニスタンの厚生省の医療担当官、タイの婦人病院の産科医とヴェトナムのダナン病院長に産婦人科の研修を行った。

(21) インドネシア、セマラングのディボレゴロ大学小児科学部長が、オーストラリアで小児病の治療を研究した。

#### 教 育

(22) アジアの諸国が自国を繁栄に導いて行く素材でなければならないコロンボ計画域内諸国の人々は貧しく、栄養不良で弱り切った大衆であり、又それは教育や近代技術を身に付けていない貧弱な労働力でしかない。児童の大半が学んでいる地方の小学校では、近代社会に適応した教育は、ほとんど行われていない。

(23) 様々の技術が不足しているが、教育もその一つである。中級技術者の不足は、高級技術者のそれより深刻ですらある。所得水準の低い国では、看護婦より医師の数が、製図工より技師が多いといった例が珍しくない。貧しい国では、教育は、技術を得るのに莫大な費用を要するため、どうしても遅れがちである。

(24) インドは、ウタプラデシに農学、獣医学、農業工学の各学部を持つ農業総合大学と基礎科学、人文科学を教える学校を設置する予定である。その趣旨は次のようなものである。(I)主に農業や地方産業、商業について農村地帯の住

民を教育するための準備をする。(Ⅲ)農業および関連科学の研究を推進する。(Ⅳ)普及活動に着手する。この計画を援助するため、アメリカは調査計画顧問による助言を与えている。

(25) 教育行政および現職者教育の米人顧問が、アフガニフタンに派遣されている。

(26) 3名のカナダ人教師(英語, 商学)(歴史, 地理)(心理学)がカンボディアに赴任した。

(27) 2名のカナダ人地質学講師が、ベラデニアのセイロン大学に赴任した。またカナダは、アンバリのハーデイの技術研修所に農業と農業工学の専門家各1名を派遣した。

(28) インドネシアでは、教育学部の視聴覚学科に有能な教育者が必要なため、カナダのブリディッシュコロンビア大学に研修生を1名派遣した。

(29) タイは現在、様々の能力を持つ学生に効果的な教育をするために、総合高等学校を20校建てる計画を進めている。しかしこの計画に参加している管理者や教育者の大部分は、総合高校の概念をよく知らないため、カナダの3名の顧問が、計画全般、教科課程の設定、機材の入手と設置、管理業務、現職者教育について、タイ側スタッフに助言を与えている。

(30) ニュージーランドの資金で新たに農学部の建物ができたタイのホンハエン大学には2名のニュージーランド農業関係専門家がいる。

(31) 世界各地の開発途上の地域にカナダの教師や教授、顧問を送り、必要な技術を普及する計画の一環として、カナダ政府はタイ東北大学の工学部、農学部の設立に援助を与え、担当官の研修をカナダの各大学で行っている。カナダはまた、タイの20の学校の機材購入のため百万ドルの融資を行い、アルベルタ大学で管理者と教師の研修をするため50万ドルの補助金を与えた。現在アルバタ大学では、38名の教師、校長、管理者が研修を受けている。

(32) インドのDr.V.M. 医科大学の公衆予防医学部長と同じくインドのカルナタック医科大学の生理、生化学部長が、トロントとマニトバのカナダの大学

で、流行病学と生理学の大学院課程を受講中である。

(33) マドヤブラデンのサウガル大学に、インド地質学研究センターがインド大学助成金委員会によって設けられ、鉱物学、岩石学、地質構造学についてより進んだ研究が行われることになった。英海外開発省は、英印要員の相互交流や機材や文献の供与を含む同センターに対する援助計画の一環として、科学機材を送った。それらの中には、硬度計、マイクロ光度計等の他、映画フィルム、雑誌などがある。

(34) タイ、バンコックのチュラロンコン大学では、新しい大学院課程ができる予定で、そのため研究室を設置中である。英国はこの大学院課程のために、教授1名と4名の講師、何名かの研究室づくりの技師と英語の教師、および機材を送った。この中には、スコットランド、エディンバラのヘリオットウォット大学の上級技術学位委員会の委員が1名参加しており、工学部教授を補佐する電気工学の准教授であり、同時に彼は、研究、特にデジタル型、アナログ型の電子計算機の使用等に必要で電力システムの計画を指導する予定である。

(35) アフガニスタン人の講師、カンボディアの教師、ヴェトナムの労働省報道担当官と国防省の担当官が、オーストラリアの連邦教育局による集中英語コースを受けている。

(36) 海外技術協力事業団および職業訓練大学による職業訓練セミナーにパキスタンの研修員が参加した。

#### 行 政

(37) 域内の急増する人口問題は、旧来の行政ではもはや対処できなくなっている。現状の行政能率を維持するだけでも、行政改革をせざるを得ない状態である。

(38) インド政府の首脳級の国税担当官が、米国税庁の機構を見学し、迅速な査定、徴税や脱税の監視などアメリカで行われている最も近代的な管理技術を学んだ、この研修旅行は、米政府によって行われたものである。これら4名の担当官は、ニューデリーの中央直接税局の特別任務についており、1965年

以来インドに派遣されている米国税庁の専門家達と緊密な協力関係を持っていた。米国の専門家が帰任した後は、インド側の専門家が、中央、地方の指導にあたり、税務官の研修、徴税組織の合理化計画を続行してゆくことになっている。

(39) インド大統領に任命された行政改革委員会の5名のメンバーの中の1人が、カナダ、イギリス、アメリカで公務員の人事行政について研修を受けた。この行政改革委員会は、人事も含めた行政改革の10の問題点を検討し、行政を最も効率的に完全に行うための勧告を出し、国の社会、経済政策をよりよく実施させようとするものである。

(40) セイロンの市場開発部次長、インドネシアの産業開発諮問機関の担当官、およびタイの職業教育振興計画の財務官と保険審査官が、カナダ各地の大学や研究所で商業行政の研修コースに参加している。

(41) セイロンの海外移住局の検査官補と公認の移民担当官が、カナダの移住局で移住に関する法律と実務を研修している。

(42) カナダ政府は、ブルネイ、韓国、ラオス、マレーシア、ネパール、タイの10名の政府職員に国家行政の研修を行った。

(43) 英国科学技術省の上級事務官が、パキスタンの行政事務の機械化について助言をした。彼は、電子計算機の専門家で、英国海外開発省によってパキスタンに派遣された。

(44) インド、インドネシア、韓国、マレーシア、パキスタンの研修員が、海外技術協力事業団とアジア極東犯罪防止研修所によって実施された犯罪防止コースに参加した。

(45) パキスタンの研修員が、海外技術協力事業団および自治省の自治大学校による地方行政コースの研修を受けた。

(46) ビルマ、ラオス、フィリピン、シンガポール、タイおよびヴィエトナムの研修員12名が、東京で、警察庁において実施される麻薬密輸取締セミナーに参加した。

(47) オーストラリアでは、セイロン議会の職員が、オーストラリアの連邦議会の職員が、オーストラリアの連邦議会で議会業務について研修を受けた。

(48) タイの気象台の職員2名が、航空気象の技術を学ぶためオーストラリアで研修を受けた。

(49) アフガニスタンの警察官が、ニュージーランド警察庁で、警察行政を学ぶことになっている。

(50) .アフガニスタンの所得税局長、インドカルカッタ空港の税関吏補佐、インドネシア税関の資料課長、韓国の税関の補佐官、マレーシア税関の監督官2名、パキスタン間接税局監査訓練補佐、タイの税関吏が、ニュージーランドの税関局で税関行務の研修を受けた。

#### 社 会 福 祉

(51) 社会福祉面での計画は、一般大衆が開発計画全般に参加できる可能性を含むものである。同時にそれば、社会不安の緩和にも役立つ。

(52) インドの社会事業会議は、浮浪児や孤児に教育や職業訓練を与える必要性を調査する事業に、米国から150,800ルピーの補助金を認められた。主として社会事業に対する一般の関心を喚起するための企画機関である同インド社会事業会議では、すでに2回にわたって米政府の補助金を受けている。第1回は、インドの専門の社会事業家の職業上の地位および活動状況の調査に対して100,000ルピーが認められ、2回目は、119,300ルピーが、ボンベイ児童対策活動による社会事業計画の効果測定に対して与えられた。

(53) カナダは、オタワ大学、ラベル大学で、三人のヴェトナムの学生に社会学、社会科学の研修を行った。

(54) インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの農業協同組合の職員が、カナダで社会事業指導に関する集団研修コースに参加した。

#### 統 計

(55) 韓国は、米国におけるサンプリング理論およびインタビューの技術に関する1年間の研修に、統計局の経済統計分析課長を派遣した。

(56) インドは、統計研究所で、セイロン5名、インドネシア7名、フィリピン3名、タイ3名の研修員に対し、統計学の研修を行った。

銀行、財務、会計、税務および保険

(57) マレーシアは、地方公務員がより責任の重い公の会計事務を処理できるように、ニュージーランド大蔵省により行われる研修コースにサバフの会計官を派遣した。

(58) マレーシアは、内国税局のマレーシア化計画の下に、内国税の監督官補佐をニュージーランドの内国税局に、税の調査に関する研修のために派遣した。研修終了後、同補佐官は、上級の調査職に就任することになっている。

(59) セイロンは、英国の西南ロンドン大学に会計業務の研修のために会計監査1名を送り、また合板協同組合と政府の会計業務の会計士1名を原価計算の研修をさせるため、リード商科大学に派遣した。

国連世界保健機構 (WHO)

(60) WHOとコロンボプラン加盟国との連絡は、常に保たれてきた。WHOの医療面の教育計画に対し、コロンボプランは少なからず協力を行ってきた。

(61) WHOの生化学の教授が、ビルマ、ラングーンの医学研究所で、いくつかの学部を強化し、大学在学生の教育を改善し、一般研究と大学院教育を推進する計画に従事している。

(62) WHOの公衆衛生行政の教授が、ビルマの熱帯予防医学学校に派遣された。同教授は、授業に参加し、第1回の学位課程を検討し、必要な改善を行うよう勧告を行った。

(63) WHOの歯科教育の顧問が、ビルマのラングーンで歯科教育の充実強化のために貢献した。

(64) コロンボのセイロン大学医学部の各種の学科を充実するための計画に対し、WHOはインドやアメリカでの研修およびインドのハイデラバードで行われる母子栄養問題に関するセミナーに参加するための奨学資金を援助した。

(65) WHOは、タイの放射線障害の予防法を改善するため、タイ公衆衛生省



に放射線障害予防課を設置する援助をし、WHOの顧問の指導で放射線障害予防コースを設けた。

#### 国際労働機構 ( I L O )

(66) I L O アジア地域事務局が初めて、ラングーンで行われたコロンボプラン協議会に出席し、相互の協力について話し合った。セミナーや集団研修等をコロンボプラン事務局と協同で実施することになった、国連アジア経済開発計画研究所の I L O 労働問題顧問が、コロンボプラン事務局による技術研修の研究会に参加した。

第 5 章

## 域内研修

- (1) コロンボプラン技術協力による域内研修は非常に遅滞しており、このことは事務局の統計資料にも表われている。しかしながら域内研修の一面である域内の各国自身による研修は過去数年來めざましく増加している。
- (2) この矛盾の一因としては、域外研修が域内における隣国での研修より本来すぐれているという誤った考えによるものと思われる。それ故、もし研修員が自国での研修を受けることが不可能な場合、次には、たとえ域内隣国において質的に十分であり、同レベルの研修が可能であっても域外の諸国を選択した。
- (3) この問題は先のバンコックにおける Colloquium で配布された質問状の中で次のように提示された。すなわちある技術訓練専門家は、研修の価値は研修を求めて行く距離に比例し増大するという考えは誤っていると述べた。

域内研修に理論的根拠を考える答弁のひとつは、次の通りである。すなわち隣国で要求された水準に沿った十分な研修施設が利用できるとすれば、もっとも価値ある研修は技術者を密接に取巻く環境の特殊問題をも検討しなければならない。たとえば、その国の経済発展の状況、財政源、社会的制約、最も緊急な必要性などは技術者が受ける研修方式を決定する重要な要素である。又もし自国においてそのような施設が利用できない場合には、経済状況、社会的制約等が自国とあまりかけ離れていない隣国で研修を受けることが最も益であるであろう。ある高度な先進国に自らの研修を限定することは有益なことではないであろう。なぜなら研修員が帰国しても、自国に同様の施設がないため、自分が得た特殊技術を活用できないからである。他方、自国及び隣国の状況に深く精通している者が自分達に関係するもっとも有益で可能性のある最新の技術を取り入れるために先進国を訪れる機会を与えられることは同じく重要なことである。

しかしながらもっとも重要なことは、その研修員の必要性和その国の人的資源の必要性である。その他の要素は同様な重要性をもつ程度なので、若し、域

内で、内容のいい研修が可能ならば、そのような機会は利用されるべきである。

(4) 社会開発の他の形態と同じように技術教育及び訓練は真空状態の中には与えられない。もしそれが効果的かつ有益であらんとするならば、その国全体の社会、経済の状況に密接に関連しなければならない。それ故、研修は、他の要因と同じであるかぎり、研修修了後働くことになる自国においてもっとも効果ある研修が取得されるのである。これが不可能であるならば、研修員自身の国と社会・経済の状況が同様の国での研修が次に最善の方法であると思われる。それ故、まづ域内研修の可能性を十分調査したのち、域外研修に頼るべきである。しかしながら、しばしばこの方法を変化させる特殊な状況が起ることも事実である。

#### 域内研修を阻害する要因

(5) 先の年次報告では、域内研修を抑制する要因について、人的要因、情報、言語、財源給与の欠如及び不足又、行政上の諸問題をあげている。これらの抑制要因の影響を緩和する方法として、域内研修施設についてのより豊富な情報の提供と、ある場合には、域内各国政府が研修員に支払うべき給与の増加に限られているのが現状である。

(6) 歴史的理ゆのため、域内諸国には、技術教育と訓練と制度に相違がある。域内の規模に適した標準的なコースや資格を人為的に削り、現状を変えることは困難であるとともに望ましいことではない。研修の標準課定のもう一つの方法としては、技術指導官の研修の方がより現実的であると同時に実際的である。技術指導者の研修用の域内研修計画案が実現されるならば、数年後には、技術教育及び訓練が完成されて、一定の立派な標準規範が達成されるであろう。

(7) バンコク Colloquium で列挙された域内研修の発展を抑制する付随的原因としては次のようなものがあげられた。

#### 1) 現地学生の需要増大による域内研修員に提供される施設の制限

各国とも半ばな数の研修オファーを受諾することには、消極的になるであろう。それよりもむしろ特定の施設で相当数の人々が数年に亘って研修を受

けることができることを好むであろう。

2) 特定分野の施設の不足

適切な施設のある業種においては研修のオファーが行なわれる傾向があるように思われるが、特殊な業種については、オファーは限定されるか或いはまったくないという傾向が見られる。

3) 工業国における研修が相変らずより価値があるという誤った考え。

域内諸国政府の役割

(8) 先年の年次報告書では、長期に亘る域内研修を促進するための総合計画樹立の必要性について述べると共に、このような計画の開発と域外政府が域内諸国の努力に対して確実に成功させるための援助の重要性に関して事務局の触媒作用的役割について述べている。

(9) 域内研修の価値と重要性について熟練された人的資源の開発に責任ある政策立案者等の人々の間に、これらの重要性についての意識の向上が見られない。それ故、域内研修を促進するための計画の最も重要な第一歩としては、域内諸国政府の政策立案者の姿勢を変えることである。そこでは域内研修アドバイザーによる効果的なプロパガンダを行う余地が大きい。

(10) それでは域内研修を促進するために域内諸国政府によってとられるべき施策は何であろうか。次の事柄が各国政府による慎重な考慮と今後のとるべき施策として提示されよう。

適切な施設の最大限の利用

現在までに域内研修のために利用されてきた施設の不十分な使用が域内で将来施設供与者となる諸機関の反感を招き、計画そのものに対しても同じような反感をもたらした。このため域外の研修施設を捜す前に、政府はたとえどんな施設であろうとも可能な限り、域内研修施設を利用することにまず努力すべきである。

諸誘因 域内研修施設の最大限の利用を勧誘する二つの独特な方法につい

て

(A) 域内研修を補う誘因としての域外での研修の提供；このことは、とりわけ、第三国研修計画によりなし得るであろう。

(B) 域内研修のための給与の増額，域内研修のために支払われた金額が不十分であると思われた場合，政府は研修員に支払られる給与の補てんを政府の財源を割いて補うことができる。

民間産業の協力を求めること。域内では民間企業がコロombo・プラン技術協力に重要な役割を果たしているが、しかるに I A E S T E ( International Association for the Exchange of Students for technical Experience ) のような域外機関は、技術教育をワークショップや工場における経験によつて、補うために企業の協力を得る重要な役割を果たしてきている。コロombo計画の枠外では、民間企業（シェル、リーバース、シンガー等の一流企業）は、彼等自身の域内研修をある程度行ってきた。このような研修を奨励する一方、域内諸政府は、域内研修を促進するために企業の協力を積極的に求めるべきである。この面で、おそらく、域内研修はその発展の大きな余地を残しているとともに、言葉や標準化されたコースや資格のような限られた要因を利用することが域内企業研修の価値を減ずることにならないであろう。

最高施設の提供。域内研修のために、施設を提供する政府は、こと政策だけに限り、最高の施設を提供すべきである。なぜならば、そのような施設で得た経験は必然的に促進効果となり、域内研修に対してより多くの需要となつて現われるであろう。一方、全く現地特有であり限られた価値しかもたない施設を提供することは、将来受益者側からの需要を減らす結果となるであろう。

福祉厚生 毎年、かなり多くの域内研修員を受け入れる域内各国は、海外留学生を世話できるように小さな福祉団体を設けるべきである。域外のいくつかの国が行なっているこの種の相談及び福祉事業は、研修員が新しい環境に入つて経験する研修員の悩みや相談にも充分応えるであろう。

#### 技術教育者の研修

(11) 近年、注目すべき事として、コロンボ・プラン地域に於ける有能な技術教育者の欠乏と、特に技能者レベルの人材の欠乏が言われている。この主な原因としては

技術教育者訓練のための、十分な研修施設の欠如。

低い給料と将来性がないこと。

技術者教育者に要求される資格や研修を積んだ人々に対する工業界の競争。

技術教育者として採用された人々の十分な企業経験の欠乏。

域内の技術的に有能且つ熟練された人的資源（技術者、工芸家、科学者等）の域外流出。

(12) これらの諸要因を詳細に調査することは、その欠乏の根本的原因の影響を緩和する政策が取られるべきことを示すであろう。次のような政策が考えられる。

技術教育者の研修のための十分な施設の拡大。

技術教育者の研修の域内研修所の設立、このことは、特に、国立センター設立費用をまかない得ない小さな国々を助けることとなる。

技術教育者に対する給与の増額及び将来性の向上。

民間企業と研修機関との間に、より大きな協力関係の道をつけるための探究。この問題に関しては、コロンボ・プラン事務局は、各国に於けるセミナーによってその方策を実施している。

頭脳流出問題を調査することによって可能なかぎり、この流出を減ずる方法を見出すこと。

(13) バンコクの Colloquim では、ある程度、技術教育者不足の問題を検討した。そこで韓国及びフィリピンを除く、域内全諸国がこの問題をかかえていることがわかった。たとえ技術教育者がいる場合でも、その多くは企業での経験がほとんどない。インド、イラン、韓国、マレーシア、パキスタン、

フィリピン、タイ、ヴェトナムでは、技術教育者の研修施設が、いくらかはあるが、他の多くの国々ではこの分野に於ける研修のために、海外に外くの研修員を派遣している。

(14) この欠乏の背景については、ラングーン協議委員会はコロンボ・プランがこの問題にどのように取りくむかについて決議するために、技術教育者に対する域内需要調査が行なわれることを勧告した。そしてこれに基づき、この種の調査を遂行すべく提案を考慮中である。

#### 技術要員の流出

(15) 技術中に資格ある有能な要員の流出（頭脳流出）が一般的な技術協力実施上、特に域内研修に直接関連していることが明らかである。南アジアや東南アジアの諸国に対し、技術的な知識及び技能、又ノウハウを与えるコロンボ・プランのような機関の価値ある業務は有能な技術者、工芸家、科学者等の域外流出によつて、ある程度効力を失いつつあるように思われる。さらにコロンボ計画審議会年次報告書(The Councils Annual Report for 1965/66)に見られるように、技術的に熟練した人々（特に、早期に海外で研修を受けた人）が域内からよりよい労働条件、将来の地位の向上を提供する西欧の豊かな国々に常に流出している。域内研修及び地方機関の地位を向上させることがこれまでの悪化傾向を、ある程度緩和させるであろう。

(16) 1967年のバンコク Colloquium でビルマ、マレーシア、シンガポール、タイを除く、域内の多くの国々で技術的に有能な人々の頭脳流出が問題となっていることがわかった。いくつかの国々では、この問題があまりに深刻なものであるため、政府は頭脳流出を最小限に押さえる策をこうじている。

(17) 域内に於いてこの問題についての研究が全くなされておらず、又ラングーン協議委員会の審議会が技術教育者不足に関し、頭脳流出の影響について何加ずるかも知れないと示唆したので、審議会はセイロンにおける問題の予備調査を提案することを考慮中である。このことは必要ならば、地域規模に応ずる問題をもっと深く研究することによって続行されるであろう。



#### 各国に於けるセミナー

(18) 南アジアや東南アジアの殆んどの国々においては技術的、職業的開発上において主な問題の一つは、一方で政府機関と公共機関、他方、民間企業との間の効果的な情報連絡及び調整、協力が欠如していることである。コロンボ・プラン事務局は、政府、教育機関、民間企業代表三者間の密接な接触をはかるための道具として国内セミナーを利用してきた。“技術研修における民間企業と公共機関との協力方法について”と題する第四回および第五回のセミナーがシンガポール政府及びイラン政府とコロンボ・プラン事務局の共催によって1967年9月にシンガポールで、1968年6月にテヘランで開かれた。セミナーの要約レポートが出版され、その写しはシンガポール、イラン双方にくばられるとともに他の諸国にもくばられた。

#### 研修施設便覧

(19) バンコクのColloquimによって確認された、1966年のカラチ協議委員会の勧告の結果、去年、1964年版便覧改訂作業が事務局によって開始された。情報資料は公共機関と民間企業に出された二つの質問状によって集された。

(20) この便覧は、いわゆる、技術研修のために定刊もしくは要請を明確にするという初期の目的に沿っていないことは明らかである。審議会がより精選された基準に基づいて改訂版を出版すべしというラングーン協議委員会の提案を受諾したのはこの疑念を明らかにするとともに、最も新しい便覧の価格を高くするためであった。

(21) それ故、次の便覧を近い将来に出版することが提案されている。新便覧は技術研修施設を供給する公共機関及び企業の目録で大部分を占めるであろう。これは域内研修員のためのセンターにおいて注目を受けるであろうし、又、この目的に沿った立派な施設があることを認められるセンターについても同様である。

さらにコロンボ・プラン研修員のために域内政府によって与えられた給与及

び施設も記載されるであろう。

#### 域内技術教育の事例

(22) 国家の努力及び対外援助による域内研修施設の拡大及び改善，又，新施設の設立は，当該諸国の要求と一致する目的で実施されている。同様にこれらの諸国はこれらの施設を隣国に分かっている。インド，パキスタン，シンガポールは，三主要供与国である。しかしマレーシア，セイロン，ビルマ，フィリピン，インドネシア，タイ，韓国もまた供与国とされている。域内技術協力のいくつかの例は次のようなものである。（域内研修に関する現状と傾向は2章に述べられている。）

(23) インドは域内研修に大きな役割を演じ続けている。充分な研修施設，とりわけ，研究センター，総合大学，短期大学，専門学校，民間企業の施設は隣国からの研修留学生に利用されている。域内の民間企業の研修施設を幅広く利用することをくり返し呼びかけられている折から，インドの現場研修施設の利用がなされていることは注目される。ビルマの二人の職長は，BHILAI鉄鋼工場で鉄鋼機械の操作及び維持についての研修を受けた。又，タイ出身の電気メッキ部門の長はインド航空会社で一年間の電気メッキ研修コースを続けている。又二人のマレーシアの技術助手は，バンガロールのインド電話製作会社の電送機材の試験に関する短期の研修を行った。

(24) パキスタンにおいても，研修施設は隣接諸国から来た研修生に非常に利用されている。パキスタン政府はラホールの地域鉄道訓練センターで鉄道信号及び操作について研修を行うために域内研修員に施設を提供している。このセンターはUNTAA及びECAFEの援助に基づいて1954年設立され，域内の各国からきた鉄道員を訓練している。ビルマは米と同様，チーク材でも知られているが，STATE TIMBER BOARDは近年チーク材の伐採，製材，輸出において，めざましい発展をとげている。作業困難な地域にある遠隔森林地帯からチーク材や堅木を伐採し，訓練された象を使い，川を利用し製材所まで木材を流すことによって，克服された特殊な問題を表わしている。パキスタンの

DIVISIONAL FOREST OFFICERは1967年9月にビルマで一年のチーク材伐採研修を始めた。

(25) シンガポールでは各種大幅な研修施設がコロombo・プランに基づいて、域内研修のために提供されている。スカラシップ、ジュニア・フェローシップ、シニアフェローシップの形で提供された研修所の内、51は次の二つの例に示されるように1967年度中に開始された。セイロンのセイロン民間航空局の航空官制官は6カ月の航空官制コースを開始したし、又、韓国のTON YANG TELECASTING NET WORK 会社の政策部長はテレビ製作6カ月のコースを始めた。

### 第三国研修

(26) 第三国研修計画は形式や内容が相当異っているが、一般的には、たとえば第三国であるC国における研究や研修コースに参加するためにA国がB国の研修員に対して財政援助するというようにそれぞれの研修プロジェクトに対して少くとも三カ国が参画する計画である。

(27) 第三国研修には二つの利点がある。まず、第一に研修経費は三カ国かもしくはそれ以上の国々に分担される。第二に研修が行なわれる場所の面で柔軟性のある要素がある、ということである。

研修経費が分担されることと、一般に第三国が域内にあるということは、一人当たりの研修コストを下げると共に、限定された額でより多くの研修員が研修し得るということである。又研修場所に柔軟性があるということは研修員自身の国と同じような社会・経済条件と労働環境の国で研修が可能であるということである。

(28) 次の例に示されるようにコロombo地域の研修施設はアメリカの援助のもとに第三国研修計画によってますます利用されている。たとえばとうもろこし栽培の6カ月間研修は、インドでネールの農業普及省 (Department of Agricultural Extension) の二人の下級技術者に行なわれたし、またアフ

ガニスタンは機械化職工長にイランのテヘランにあるMashin haye Rahzari 会社で重機械維持管理の5カ月間の研修を任命したし、また、アメリカ、韓国、グイエトナム、台湾及びヨーロッパ諸国の2カ月間の視察旅行がインドネシアのTextra Textile 工場の工場長に対して実施された。

(29) 1967会計年度から1968年会計年度において次のような研修がオーストラリア第三国研修計画に基づいて取り上げられた。すなわち11人のラオスのラジオ技術者がバンコクで4カ月の研修を受け、4人のビルマ人と3人のタイの医学研究者がシンガポール大学で4カ月の研修を受け、また1人のセイロンの研修生がバンコクで3.5カ月の航空訓練を受けた。

#### 逆 流 ( 域内国における域外先進国要員の研修 )

(30) ラングーンにおける協議委員会で、技術協力委員会は、次のように提案した。

会期中コロンボプラン城内諸国は域外諸国に対して技術及び経済分野に於けるフェローシップを提供するという構想が持ちあがった。委員会はこの提案を優慮すると共に、この審議会がこの提案を加盟諸国に徹底することを認めた。このことは、協議委員会に好意的に受諾され事務局も必要な措置をとるよう指示した。

(31) 1968年2月10日に、事務局は“逆流”計画のために提案された手続の概要を述べた審議会資料を配布した。この計画の目的は“域外諸国の研修員が発展途上国においてのみ見いだされる特別な環境の中で研究を行なう機会を与える”ことである。

1968年4月17日の会議において審議会は技術協力の“逆流”に関する提案をとりあげ、事務局は加盟諸国によって作成された提案を配布すべきであるとした。そこで、ビルマ、インド、韓国によって作成されたオファーが配布された。

第 6 章

## コロンボ計画の広報活動

- (1) 広報活動に関する新しいより活発な計画について、ラングーンにおける協議委員会は、審議会に対していくつかの重要提案を行つた。
- (2) 現在の諸活動計画の多くは、審議会が1967年9月の会合でとりあげ、後にビルマにおける協議委員会に出された事業局の広報機能に関する報告の中のいくつかの提案に基づいたものである。
- (3) コロンボ計画事務局広報課が、特に映画等、視聴覚教材の製作を中心とした活動を拡大するならば、広報予算の増加が必要であることが認められた。
- (4) その外に、協議委員会はコロンボ・プラン協力に関する成功事例の特別記事掲載準備のために関係国政府の協力を得て、記者一名を六カ月間、域内諸国に送ることを確認するためのイギリス政府の強い要請を受諾するよう推進した。
- (5) この提案は専門家が短期間、事務局によつて指示されるべきであるという事を域内を問わず域外においてもより一層公表する機会を与えるという1964年のロンドン会合で出された提案を履行するものであるということを確認した。
- (6) 英国の提案を受諾するについては、1968年4月に開かれた審議会は派遣に関する給与受け入れ設備、旅行等の諸経費は、イギリス技術援助の負担によるものであるということの説明をした。
- (7) 審議会は記者の6カ月間に及ぶ任期満了に際し、経験を評価するとともに事務局における将来の広報活動強化のために協議委員会に適切な提案をするだろう。
- (8) 又、加盟諸国政府は、各国の経験ある記者に事務局の示した線に沿つた特別記事を寄かせるとともに各国政府の広報部によつて始められた特別記事の資料を供給すべきであることを任命すべきであるということをも述べた。
- (9) 情報資料の事務局への提供を強化するために、加盟諸国政府と各国の報道機関について、広報担当官及び補佐官によつて推持されている。

#### 広報資料の提供

(10) 事務局広報課が加盟諸国の広報連絡官と緊密な接触をおこなった結果、広報資料の事務局に対する提供を確実に増加させている。しかし同じことは事務局の出版計画に必要とされている写真及びカラー・スライド等の供給については言えない。そこで審議会はこの緊急な要望に注目した。

#### 配 布

(11) 加盟諸国数カ国の要請に応じて事務局月刊誌の発刊数は1968年1月から15,000冊にも増刷された。その増刷分の費用は現行の予算のわくでまかなわれた。

#### 出 版 物

(12) 協議委員会の勧告に従い、1967年の出版事業計画は多少変更されるとともに月刊誌の型や内容が改善された。

(13) これにより、1967～1968年に製作され、あるいは製作中の刊行本は次の通りである。

- 1) コロンボ・プラン月刊誌
- 2) ランクーンにおける協議委員会会議開催記念パンフレットが会議前、あるいは会議中に広く一般報道機関に配布するために作られた。
- 3) Progress of the Colombo Plan 1967
- 4) The Colombo Plan Calendar
- 5) What is Colombo Plan?# (改訂版)
- 6) 第100回コロンボ計画審議会記念誌

#### その他の広報活動

- (a) 審議会や協議委員会の報告及びコロンボプランの諸事業に関する発表
- (b) 域内諸国への援助、特に報道機関網の限られた諸国に対するコロンボ・プランに関する情報資料の提供。

(14) コロンボ・プランの状況を新聞及びラジオ等の報道機関に流す事業は1967年の間も続けられた。又、加盟諸国外の国々の図書館、大学及び機関による刊

行物の要請は著しく増大している。たとえば、アムステルダム の Royal Tropical Institute、西ドイツの Wissenschaftliches Archiv, Mainz Bretzenhiem、ウィーン の UNIDO Technical Library and Reference Centre、ジュネーブの WHO Library、同じくジュネーブの Department of Technical Assistance Organization for Rehabilitation Through Training、Centre International である。

(15)この外スウェーデン、デンマーク、エジプト、エチオピア、タンザニア、ベルギー、スペイン、ブラジル、コロンビアからの要請もリストされている。展示会及び映画

(16)コロンボ計画協議委員会主催国のイニシアティブによる恒例のコロンボ・プラン現況に関する写真展は他の加盟国の協力を得て1961年以來、独特な活動として続けられている。最初の写真展は小規模ながらも1961年、クアラ・ランプーンにおける協議委員会が開かれた際に行なわれた。この写真展はコロンボプラン実施10周年を記念して行なわれた。以來、同様の写真展はメルボルン、バンコク、ロンドン、カラチにおいても開かれた。

(17)過去における写真展開催について関係諸国への事務局による援助に謝意を表する一方、1964年のロンドンにおける会議は写真展を開催するか、あるいは他の教育及び広報活動を取り上げるかという点について、各々の活動の利点を考慮し、協議委員会主催国政府が決議すべきことであることを勧告した。

(18)例年の写真展の結果を頼りて、他の展示会や発表会が常時盛んに行なわれているいくつかの大都市においては、この種の展示会は全く小さな影響しか与えない。このような場合には、たとえば、映画やテレビのような広報形態で行なうことが好ましく思われた。一方いくつかの域内諸国においては、コロンボ・プランに関する展示会が開かれると、必ず影響があるように思われた。

(19)事務局は定期的にこれらの展示会を開催する可能性について、1年間にわたり検討し、その結果、加盟諸国の一致した意見として1967年には展示会を開催しないことになった。



(20) しかしながら審議会は重要な発表伝達機能として存在する写真展示は、もし事務局の次のような提案のいくつかを加盟諸国政府が考慮するならばより大きい影響力と価値を持つであろうということを信じている。

1) 写真展示会の開催は5年おきとし、その際に開かれる協議委員会にすべての加盟諸国は素材を提供する。

2) コロンボ計画協議委員会開催国が、コロンボ計画によつて援助されたプロジェクトも含め、その国の開発プロジェクトを展示するために、出来るだけの援助支援が与えられること。

3) コロンボ・プランは観覧者が100万人にも及ぶ加盟諸国での国際的な展示会が開かれる時にのみ、展示すること。

(21) 審議会は協議委員会の開催国がコロンボ・プラン事務局から出来る限りの援助を受けて、全加盟国から集録された映画をもとにして、コロンボ・プランの映画を製作することを考慮するよう勧告した。

#### 広報連絡官

(22) 各国政府によつて、任命された広報連絡官のリストは、加盟各国に配布されていた。

#### 研究テーマとしてコロンボ計画

(23) コロンボ・プランは、研究テーマとして、域外諸国も含め研究者や国際的な著名人や世界の種々の地域の学生に興味ある対象となつている。コロンボ・プランは研究者や種々の大学で特別な研究課題となつている。

(24) 国際的な年鑑や索引書編集のための資料の供給は続けられた。たとえば、このことはブルッセルの The Union of International Associations によつて刊行された 1968 年 the International Congress Calendar にコロンボ・プランに基づく国際会議の詳細が編入されている。又、国内や海外の新聞に対する特別記事の供給も続けられている。

#### 旅 行

(25) 1967年12月に任期終了した広報担当官であるパキスタンの F. D.

Douglas 氏は 1967 年 10 月にイランとパキスタンを訪問した。同氏は広報補佐官であるセイロンの L. P. Goonetilleke 氏はラングーンにおける協議委員会会合に出席した。

26. 新しい広報担当官であるインドネシアの Tohn Senduk 氏は彼の最初の正式な訪問として、1968 年 4 月から 5 月にかけてマレーシア、シンガポール、インドネシア、日本、韓国、フィリピン、タイを訪れた。一方、広報補佐官はテヘランにおけるセミナーの広報準備のためイランを訪問した。

第 7 章

## 技術協力審議会及び事務局

(1) 先の年次報告にはコロンボ・プランの組織概要について、かなり詳細に記載されている。すなわちコロンボ・プランは三つの拠点より構成されている。最高機関は、加盟諸国政府の閣僚によつて構成され、毎年開かれる協議委員会である。この委員会は域内開発と、その需要を調査し、又いかにして資金援助と技術援助との二形態の国際協力が域内の国家資源開発をいかに援助し、又、経済開発のペースを上げ得るかを検討する。

(2) コロンボにある加盟諸国の外交使節からなる東南アジア技術協力審議会は、コロンボ・プランに基づく技術協力の調査のみに限っている。それ故資金援助は取り扱っていない。この審議会の政策委員会には、しばしば、コロンボにある外交使節団より加盟諸国の代表が出席している。少くとも、コロンボにおいて年に4回開かれる会合ではこの技術協力審議会は技術協力の問題を討議するために討論会を設けたり、協議委員会の勧告を施行し、又、域内技術協力と同様に、一般的な技術協力を促進するための提案をしている。

(3) 第三番目の拠点として、コロンボにあるコロンボ・プラン事務局が小さい機関ながらも三つの主要な業務を遂行している。すなわち、審議会の開催の諸準備域内に供与される技術援助の記録及びコロンボ・プラン全般にわたり、広報宣伝することである。

(4) 審議会及び事務局双方の上に述べた以外の責任と機能、特に、カラチに於ける協議委員会に於いて事務局側がアドバイザーとして出席した、いわば事務局の抑揚した役割は、ラングーンに於ける協議委員会に於ても実験的に行なわれた。

(5) 1967年に、特別議題の資料準備に関する事務局の役割は、ラングーンに於ける協議委員会勧告に基づき改訂された。この委員会に於て、手続きについての残る修正を決定したが、その骨子は、加盟諸国から事務局に送られる特別議題に関する資料を照合するための専門家による作業部分をコロ

ンボに於て開くことを落すということであつた。韓国ソウル市に於ける協議委員会のためには、昨年同様、カントリーペーパーは、事務局が加盟諸国の同意をとりつけ、審議会に於て承認されたアウト・ラインについて作成されることになる。

(6) カラチの協議委員会に於て、事務局に付されたその他の機能、例えば、加盟諸国がコロンボ計画域内に於ける諸事業を行なつていく上に事務局を利用すること等は、実施の方向で検討されている。

(7) 1967年のラングーンに於ける協議委員会は、技術協力委員会による考慮と実施のための決定について、三つの類型を行なつた。即ち

1) 実施のための勧告(事務局は、特定業務の実施について、審議会の承認を得て、その業務を自ら開始する)

2) 審議会による検討のための提案(これに関しては、事務局は、例えば、実施手続きに関して、審議会に対して提案を行う。実施手続自身の決定は審議会による)

3) 加盟諸国の個々の実施計画に対する提案(審議会及び事務局はこれに関しては何らイニシアティブをとり得ない)

(8) 1967年の技術協力審議会の議長は、在セイロン、ビルマ大使Wanna Kyaw Htin Sao Boonwatt 閣下であつた。1968年議長はフィリピン大使Yusup R. Abubaknr 閣下により引き継がれた。

審議委員会

(9) 1967年に開かれた4回の審議会に於ける主な審議内容は次の通り。

(10) 事務局長の任期は3年に延長された。以前は2年とし、審議会の意向により、あと1年延長出来ることになつていた。

(11) 審議会は、ラングーンに於ける協議委員会の審議に移すための、特別議題に関する専門家作業部会の報告書を検討し承認した。報告書の主題は、'コロンボ計画地域に於ける農産生産増進のための資源の活用'(Availability and Use of Resources for Increasing Agricultural Production in The Colombo Plan Area)である。

(12) '技術協力に関するクエスショナー'に関する事務局の報告書は加盟諸国に出され、ラングーン協議委員会に移されることが承認された。

(13) 審議会は、数カ月に亘り広報部を支援するための、アメリカよりの人口問題の専門家一名のオファー、英国よりの新聞記者一名のオファーを受け入れた。これら二名の専門家は事務局に籍を置き、域内に於てその業務を実施する。

(14) 事務局長は、1967年の11月から12月にわたつて開かれたラングーン協議委員会の諸々の決議事項について審議会に報告した。

(15) また技術者の指導者訓練所に関する事務局の提案がラングーンで受諾され、その提案が十分審議されていることを報告した。

(16) 域内諸国から域外諸国への技術援助の逆流を推進するためのカナダの提案は審議会の注目を引いた。

(17) 審議会は逆流という考えが域内諸国の二国間で実行されるための方法について明らかにした。

(18) 問題は事務局が域外諸国に対して域内諸国の"逆流"申し入れを如何に行なつていくかということであつた。

いくつかの加盟国はこのような技術援助の申し入れを指示した。

(19) 事務局長はコロンボプランとアジア開発銀行との協同事業の可能性について報告した。アジア開発銀行は域内の経済開発問題に関する研究や調査を主に実施する。

(20) 次回のソウルにおける協議委員会のための特別議題について事務局による概説は審議会によつて承諾されるとともに加盟国によつても受諾された。

(21) 協議委員会の会議の形式及び内容に関する事務局の提案は、同委員会の作業委員会にまかせることを受諾した。事務局長は、作業委員会がソウルの会議の前に広く討論をするために、加盟諸国の委員に配布される諸提案を送付するよう指示した。

#### 事 務 局

(22) 1967年の事務局の予算は696,000ルピーであつた。

(25) 事務局員は、域内研修に関する顧問であつたフィリピンの A. Apilado 氏の 1967 年 12 月の死と同時に広報担当官のインドネシアの John Senduk 氏がその後を引継ぐことによつて、30 人となつた。すなわち

国際事務局員 3 名

局長：D. Alan Strachan (米国)

広報担当官：John Senduk (インドネシア)

同 補 佐：L. P. Goonetilleke (セイロン)

現地採用事務局員 5 名

次 長：S. Maheudra

統 計 官：C. M. Fernando

会 計 官：C. Pathamanatham

秘 書：S. Rabindranath

調査官補佐：Godfrey Jayatilleke

その他 22 名で計 30 名である。

公式訪問

(24) 事務局長は審議会のために域内諸国を訪問する予定である。これは、コンボプランに基づいた技術援助を実施している加盟諸国の当局者と協議するためであるとともに、域内における技術援助を実施しているすべての機関と連絡するためにその原則的な要求をするためのものである。

(25) 1967 年を顕て、事務局長は種々の国際機関の協力の特殊事例を取り上げた。これらの成果はまだ調査的段階であるが、おそらく次年の報告書にはその例が出されるであろう。

(26) 1967 年の 8 月から 9 月にかけて事務局長はオーストラリア、イギリス、カナダ、ニュージーランド、アメリカにおける公務を掛けて帰国した。

(27) 1967 年 11 月から 12 月にかけて事務局長はシンガポールにおける中級技術者訓練セミナーで協同議長となつた。このセミナーはシンガポール政府の協力を得て事務局によつて行なわれた。また事務局長は顧問として事務局の役

割を果している他の国際事務局員とともにラングーンの協議委員会に出席した。

(28) 1968年4月に事務局長はマニラのアジア開発銀行理事会の初会合に出席した。この際バンコックを訪問し、東南アジア文部省事務次官、ILO・ECAFE、及びフォード財団と協議した。またキャンベラのエカフエ年次総会も出席した。

(29) ベルギー政府の招きにより、1960年5月アントワープの低開発国研究所で開かれた経済開発に関するセミナーに出席し、またこの旅行中、ロンドンにおいてイギリス海外開発省と懇談した。



附 錄

加 盟 国

年	協議委員会開催地	協議委員会加盟国	技術協力審議会加盟国
1950	シドニー(5月) ロンドン(9月)	オーストラリア イギリス カナダ セイロン インド ニュージーランド パキスタン	オーストラリア イギリス カナダ セイロン インド ニュージーランド パキスタン
1951	コロンボ	カンボディア ラオス アメリカ ヴェトナム	カンボディア ヴェトナム
1952	カラチ	ビルマ ネパール	ビルマ ネパール
1953	ニューデリー	インドネシア	インドネシア
1954	オタワ	日本 フィリピン タイ	日本 フィリピン タイ
1955	シンガポール		ラオス
1956	ウェリントン		
1957	サイゴン	マレーシア連邦 (新マレーシア)	
1958	シアトル		マレーシア連邦 (新マレーシア)
1959	ジャカルタ	シンガポール	アメリカ
1960	東京		シンガポール
1961	クアラルンプール		
1962	メルボルン	ブータン 韓国共和国	
1963	バンコック	アフガニスタン モンデブ	ブータン 韓国共和国
1964	ロンドン		アフガニスタン モンデブ
1966	カラチ	シンガポール イラン	
1967	ラングーン		シンガポール イラン

附録 1

1967年1月1日より1967年12月31日までの研修のゼネラル・  
 オファー

域 外 国	域 外 国
オーストラリア	日 本
行 政	集団研修及セミナー(1967)
対外サービス研修 9	上級技能者 7
警察行政 23	電子工学 5
港湾行政 10	測 量 19
公共行政(中級) 10	職業訓練指導員養成 28
" (上級) 7	養 鶏 9
都市計画及び都市開発 11	罫 業 10
農 業	中小企業セミナー 12
熱帯牧畜管理(1967) 10	淡水魚増養殖 9
応用物理学	地下水開発 10
核工業 9	水力発電 10
普通教育	沿岸鉱物資源探査 10
英語(インテンシブ・コース) 87	農機具整備 11
汎インド洋技術教育・訓練 17	教育テレビ番組 18
会 議	自動車整備 13
1967年外国語としての 英語指導 9	農業統計 10
医 療	車両管理 6
輸血コース(1967) 10	道路建設 17
運輸, 通信	職業訓練セミナー 10
民間航空 13	国家行政 9
教育放送 11	観 光 16
気象学 10	沿岸漁業 23
パイロット訓練 7	農業協同組合 16
イギリス	短波無線 12
A イギリスがオファーした研修コー スの文要は加盟国政府に配布され、 修正も定期的に配布される。	

域 外 国	域 内 国
家族計画セミナー 6	消防官並び指導官の補充訓練 5
マイクロウエーナ 13	エプロンコントロール 2
橋梁工学 8	空中交通管理コース 4
寄形医学セミナー 7	地域レーダー管理コース 1
注	教育訓練コース 20
○上記のリストには事務局に報告され なかつたインド等その他の国による ゼネラル・オファーは含まない。	技術、建築、経理 各シンガポール工芸部門での 専門コース 1
	機械技術訓練、水道工事 木工術、建設、電装、 ラジオ、テレビのシンガポー ル職業訓練所のサービスニュー ース 2
域 内 国	
パキスタン	消 防
ラホール・パキスタン地域鉄道訓練セ ンターに於ける信号運転コース (NS)	基礎訓練 3
シンガポール	管理、仕事場または作業訓練 2
スカラシップと フェローシップ (1967)	保 健
植物研究	学校の歯の保健 4
分類学 1	一般看護コース 5
園 芸 1	精神病看護コース 5
植物標本訓練 4	健康診断コース 6
園芸 — 初等園芸訓練 6	小児科看護 2
放 送	胸の看護 2
計画部門 12	手術室運営 1
技術部門 12	病室管理 1
税関管理法、麻薬防止、 関税の徴収 4	法医学の作業 2
民間航空	毒物学の標本分析 2
空港の保安 2	汚水分析 2
	水分析
	慣行例分析 2
	食物分析 2

域 内 国		域 内 国	
薬の分析	2	第次産業	
診断の写真術	5	講 議	
公共健康検査	1 5	農 業 , 家 畜 , 漁 業 ,	1 0
保健婦養成コース	1 5	協同組合の原則, 普及	
住 居		印 刷	6
低家賃の住居	2	電気部門の発電と配電	3
技 術	2	公共事業	
技術者の建築コース	4	道路, 橋梁及び排水	5
技術者の技術コース	4	建物の建設	5
土地管理	8	汚水処理	5
陸上道路	3	土壌調査研究所	5
工場検査	1	機械工場の訓練	5
図書教司	8	社 会 福 祉	8
現地の回数法律	1	通 信	1 0
海 運		製 材	2
船舶の登録	3	商標, 特許	2
船員の雇用と解雇	3		
文章の手続	6		
船員の登録と船員の供給	2		
警 察			
刑事転換コース — 州法	5		
警部見習コース	5		
暴動鎮圧コース	5		
交通整理コース	5		
港 湾			
港湾管理と交通管理	4		
徒弟コース	1 4		
修了後の電気技術コース	1		

附録 2.

コロンボ計画等各種統計目次

研 修 員

- 表 1 援助国別新規研修員受入数 (1950~1967.12)
- 表 2 被援助国別新規研修員派遣数 (1950~1967.12)
- 表 3 業種別新規研修員数 (1950~1967.12)
- 表 4 研修期間別新規研修員総数 (1954~1967.12)
- 表 5 オーストラリア通信奨学生 (1958~1967.12)
- 表 6 援助国・被援助国別新規研修員数 (1950~1967.12)
- 表 7 被援助国・業種別新規研修員派遣数 (1967)
- 表 8-1 援助国・業種別新規研修員受入数 (1967)
- 表 8-2 援助国・業種別域内研修員数 (1950~1967.12)
- 表 9 域内諸国における第三国研修員 (1967)

専 門 家

- 表 1 0 援助国別新規専門家派遣数 (1950~1967.12)
- 表 1 1 被援助国別新規専門家受入数 (1950~1967.12)
- 表 1 2 業種別新規専門家数 (1950~1967.12)
- 表 1 3 派遣期間別新規専門家総数 (1950~1967.12)
- 表 1 4 援助国・被援助国別新規専門家数 (1950~1967.12)
- 表 1 5 被援助国・業種別新規専門家受入数 (1967)
- 表 1 6 援助国・業種別新規専門家派遣数 (1967)

機 材

- 表 1 7 援助国別機材供与額 (1950~1967.12)

技術協力経費

表 1 8 技術援助総額

表 1 9 援助国別技術協力経費 (1967)

表 2 0 援助国・被援助国別技術協力経費 (1950~1967.12)

表 2 1 被援助国別技術協力援助受入額 (1967)

国連の専門家及び研修

表 2 2 国連及び専門機関による南及び東南アジアに  
対する専門家及び研修援助 (1967)

為替レート

表 2 3 コロンボ計画各国の通貨交換比率

研 修 員

表1 援助国別新規研修員受入数

(1950~1967.12)

援 助 国	1950~1966.12	1967	1950~1967.12
オーストラリア	≠ 6,883 25	≠ 636 20	7,564
*イギリス	7,265	810	8,075
ビルマ	34	1	35
カナダ	3,873	480	4,353
セイロン	82	7	89
インド	3,239	312	3,551
インドネシア	18	—	18
日本	2,811	745	3,556
韓国	1	1	2
マレーシア	102	5	107
ニュージーランド	2,057	229	2,286
パキスタン	283	52	335
フィリピン	33	3	36
シンガポール	254	51	305
タイ	10	2	12
+アメリカ	16,741 ≠ 1,773	2,485 ≠ 1,006	22,005
域外研修	39,630	5,385	45,015
域内研修	4,056 ≠ 1,798	434 ≠ 1,026	4,490 ≠ 2,824
計	45,484	6,845	52,329

注

\*数字は英国の植民地開発および福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

+数字はアメリカの国際教育文化交流計画は含まない。

≠第三国研修計画による研修。



第2 被援助国別新規研修員派遣数

(1950~1967.12)

被援助国	1950~1966.12	1967	1950~1967.12
アフガニスタン	660	324	984
オーストラリア	7	—	7
ブータン	1	5	6
ブルネイ	47	7	54
ビルマ	1,440	97	1,537
カンボディア	832	30	862
セイロン	2,430	300	2,730
インド	8,043	653	8,696
インドネシア	5,267	285	5,552
イラン	10	56	66
日本	14	—	14
韓国	1,003	393	1,396
ラオス	1,242	325	1,567
マレーシア	3,838	507	4,345
モルディア	37	13	50
ネパール	2,883	467	3,350
ニュージーランド	1	—	1
パキスタン	5,103	534	5,637
フィリピン	3,584	333	3,917
シンガポール	876	156	1,032
タイ	5,136	1,060	6,196
ヴェトナム	3,030	1,300	4,330
計	45,484	6,845	52,329

表3 業種別新規研修員数

(1950~1967.12)

業種	1950~'66	1967	1950~'67
普通教育	10,197	1,024	11,582
専門教育		361	
医療, 保健	5,086	554	5,640
食品, 農林	6,627	1,049	7,676
電力, 燃料	969	188	1,157
工学	4,003	362	4,365
工業, 貿易	3,631	435	4,066
運輸, 電気通信	3,874	604	4,478
行政	6,408	1,413	7,821
社会事業	1,052	219	1,271
統計	609	128	737
漁業	437	88	525
協同組合	509	86	595
銀行, 金融, 経理, 税務 保険	1,736	263	1,999
新聞, 通信, 写真, 印刷	346	45	391
その他	—	26	26
計	45,484	6,845	52,329

表4 研修期間別新規研修員総数

(1954.7~1967.12)

研 修 期 間	1954~'66	1967	1954~'67
1 カ月	1,341	583	1,924
1~3カ月	5,376	1,241	6,617
3~6カ月	7,894	1,362	9,256
6~9カ月	6,071	714	6,785
9~12カ月	4,227	427	4,654
12~18カ月	8,376	1,255	9,631
18~24カ月	1,556	105	1,661
24~36カ月	3,216	316	3,532
36~48カ月	2,151	407	2,558
48カ月以上	2,641	328	2,969
期 間 不 明	1,019	107	1,126
計	43,868	6,845	50,713

表5 オーストラリア通信奨学生

(1958~1967.12)

被 援 助 国	1958~'66	1967	1958~'67
ブ ル ネ イ	13	-	13
ビ ル マ	360	-	360
セ イ ロ ン	618	-	618
イ ン ド	303	-	303
インドネシア	286	-	286
マレーシア	2,217	200	2,417
シンガポール	324	-	324
フィリピン	72	-	72
タ イ	81	-	81
計	4,274	200	4,474

表6 援助国・被援助国別新規研修員数

(1,950~1967.12)

援助国 被援助国	オーストラリア		イギリス		ビルマ		カナダ		セイロン		インド		インドネシア		日本		韓国	
	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967	1,950 } 1966	1,967
アフガニスタン	27	16	55	19	—	—	12	3	—	—	66	35	—	—	16	7	—	—
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—
ブータン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
ブルネイ	24	—	1	—	—	—	8	2	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—
ビルマ	459	18	460	36	—	—	171	1	19	—	79	6	10	—	76	26	—	—
カンボジア	48	10	18	—	—	—	72	1	—	—	2	—	—	—	49	14	—	—
セイロン	393	37	850	103	—	—	181	25	—	—	361	55	3	—	168	39	—	—
インド	770	50	2,282	186	—	—	937	99	—	—	—	—	—	—	314	62	—	—
インドネシア	1,148	44	283	3	—	—	350	33	8	—	56	7	—	—	320	81	—	—
イラン	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	13	—	—
日本	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—
韓国	177	20	113	28	1	—	29	15	—	—	35	—	—	—	218	121	—	—
ラオス	91	27	48	2	—	—	76	20	—	—	14	—	—	—	56	13	—	—
マレーシア	1,479	159	564	83	14	—	470	68	15	—	203	35	4	—	196	84	1	1
モルデブ	4	8	3	—	—	—	4	—	—	—	18	4	—	—	2	—	—	—
ネパール	51	7	157	32	3	—	9	3	15	5	1,829	120	—	—	15	5	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
パキスタン	525	43	1,416	152	1	1	674	42	9	—	39	—	1	—	207	38	—	—
フィリピン	485	38	475	65	3	—	158	18	6	—	210	20	—	—	354	65	—	—
シンガポール	402	67	89	27	—	—	134	25	4	—	24	1	—	—	91	12	—	—
タイ	565	54	394	61	11	—	210	86	5	—	262	24	—	—	645	133	—	—
グイエトナム	260	56	57	13	1	—	377	39	1	2	23	5	—	—	73	26	—	—
計	6,908	656	7,265	810	34	1	3,873	480	82	7	3,239	312	18	—	2,811	745	1	1

表6のつづき

援助国 被援助国	マレーシア		ニュージーランド		パキスタン		フィリピン		シンガポール		タイ		アメリカ		計		
	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1966	1,967	1,950 1967
アンガニスタン	-	-	9	4	-	-	-	-	-	-	-	-	475	240	660	324	984
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	7
ブータン	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	6
ブルネイ	1	-	1	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	47	7	54
ビルマ	14	1	90	3	33	-	2	-	25	6	2	-	-	-	1,440	97	1,537
カンボジア	-	-	2	3	4	2	-	-	4	-	-	-	633	-	832	30	862
セイロン	2	1	132	7	14	1	5	2	16	30	-	-	305	-	2,430	300	2,730
インド	2	-	122	9	-	-	3	-	-	-	-	-	3,613	247	8,043	653	8,696
インドネシア	5	-	333	29	38	-	2	-	7	-	-	-	2,717	88	5,267	285	5,552
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	10	56	66
日本	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-	14
韓国	-	-	26	12	7	-	-	-	6	1	-	-	391	196	1,003	393	1,396
ラオス	-	-	8	3	1	-	-	-	8	-	-	-	940	250	1,242	325	1,567
マレーシア	45	-	690	68	46	-	10	-	93	7	8	2	-	-	3,838	507	4,345
モルデブ	-	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	13	50
ネパール	11	2	26	4	103	48	-	-	-	-	-	-	664	241	2,883	467	3,350
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
パキスタン	6	-	79	5	-	-	5	-	31	4	-	-	2,110	249	5,103	534	5,637
フィリピン	2	-	68	8	12	1	-	-	6	3	-	-	1,805	115	3,584	333	3,917
シンガポール	5	-	125	24	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	876	156	1,032
タイ	9	1	234	32	10	-	4	1	45	-	-	-	2,742	668	5,136	1,060	6,196
ヴェトナム	-	-	110	13	8	-	-	-	1	-	-	-	2,119	1,146	3,030	1,300	4,330
計	102	5	2,057	229	283	52	33	3	254	51	10	2	18,514	3,491	45,484	6,845	52,329

表7 被援助国・業種別・新規研修員派遣数

(1967)

被援助国 業種	アフガニスタン	ブルネイ	ビルマ	カンボジア	セイロン	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	モルデブ	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ヴェトナム	計	
普通教育	118	1	—	13	9	14	47	49	—	15	117	125	5	32	59	20	14	161	225	1,024
専門 "	25	—	—	—	3	7	31	3	3	8	13	42	—	11	29	9	60	26	91	361
医療及び保健	12	—	3	22	—	34	55	24	10	9	12	55	3	34	59	24	10	131	57	554
食品, 農林	52	1	—	3	2	51	108	20	8	50	62	37	—	163	75	44	4	171	198	1,049
電力, 燃料	10	—	—	4	3	32	58	4	1	3	—	—	—	14	11	8	1	6	33	188
工学	5	2	2	18	1	28	65	14	4	19	1	21	—	48	48	16	17	38	15	362
工業, 貿易	9	—	—	16	—	17	112	37	5	88	3	33	—	11	20	22	5	43	14	435
運輸, 電気通信	20	1	—	8	9	27	96	50	3	36	31	46	—	40	38	38	20	68	73	604
行政	25	—	2	5	1	43	39	49	5	107	53	76	2	61	106	74	9	264	492	1,413
社会事業	1	—	—	3	—	7	5	4	—	5	7	13	—	8	7	9	8	105	37	219
統計	11	—	—	1	—	6	5	9	7	3	—	2	—	13	32	7	—	20	12	128
漁業	1	—	—	1	—	4	2	7	1	20	6	7	—	—	5	3	5	17	9	88
協同組合	5	—	—	—	—	4	1	4	—	4	—	10	—	15	5	12	—	1	25	86
銀行, 金融, 経理, 税務, 保険	28	—	—	3	2	22	17	11	—	26	19	29	3	16	29	34	—	8	16	263
新聞, 通信, 写真, 印刷	2	—	—	—	—	4	1	—	—	—	1	11	—	1	8	11	2	1	3	45
その他	—	—	—	—	—	—	11	—	9	—	—	—	—	—	3	2	1	—	—	26
計	324	5	7	97	30	300	653	285	56	393	325	507	13	467	534	333	156	1,060	1,300	1,845

表8-1 援助国・業種別・新規研修員受入数

(1967)

業 種 \ 援 助 国	オーストラリア	イギリス	ビルマ	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	アメリカ	計
普通教育	246	17	—	81	—	30	—	—	—	69	14	—	—	—	567	1,024
専門 "	101	46	—	46	—	12	16	—	—	19	—	—	1	—	120	361
医療, 保健	68	107	—	62	—	34	57	—	—	15	1	—	6	—	204	554
食品, 農林	54	60	1	42	2	32	120	1	1	15	—	2	—	—	719	1,049
電力, 燃料	6	31	—	52	—	23	14	—	—	—	—	—	2	—	60	188
工学	17	127	—	20	—	32	60	—	—	47	—	—	13	—	46	362
工業, 貿易	10	76	—	37	—	33	101	—	1	15	—	—	—	—	162	435
運輸, 電気通信	74	87	—	30	—	7	151	—	—	6	37	—	16	2	194	604
行政	53	112	—	55	—	24	124	—	3	18	—	1	6	—	1,017	1,413
社会事業	5	18	—	19	—	8	5	—	—	9	—	—	4	—	151	219
統計	5	6	—	5	—	44	8	—	—	2	—	—	—	—	58	128
漁業	2	2	—	7	—	3	51	—	—	—	—	—	—	—	23	88
協同組合	—	10	—	21	5	13	—	—	—	—	—	—	—	—	37	86
銀行, 金融, 経理, 税務, 保険	15	73	—	3	—	6	31	—	—	9	—	—	3	—	123	263
新聞, 通信, 写真, 印刷	—	21	—	—	—	11	7	—	—	5	—	—	—	—	1	45
その他	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	26
計	656	810	1	480	7	312	745	1	5	229	52	3	51	2	3,491	6,845

表 8-2 援助国，業種別城内研修員数

(1950~1967.12)

業 種 \ 援 助 国	ビ ル マ	セ イ ロ ン	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	韓 国	マ レ ー シ ア	パ キ ス タ ン	フ イ リ ピ ン	シ ン ガ ポ ー ル	タ イ	城 内 計	総 計
教 育 (含 専 門 教 育)	6	6	981	-	1	9	19	3	21	-	1,046	11,582
医 療 , 保 健	-	12	262	-	-	5	21	8	37	-	345	2,640
食 品 , 農 林	19	11	421	8	-	35	1	8	13	8	524	7,676
電 力 , 燃 料	-	-	54	-	-	-	-	-	3	-	57	1,157
工 学	2	15	326	-	-	1	1	-	39	-	384	4,365
工 業 , 貿 易	2	4	333	3	1	-	2	4	3	-	352	4,066
運 輸 , 電 気 通 信	6	6	230	4	-	9	270	-	73	2	600	4,478
行 政	-	1	198	2	-	24	17	9	77	-	328	7,821
社 会 事 業	-	-	105	1	-	7	-	2	13	-	128	1,271
統 計	-	1	330	-	-	-	-	-	-	-	331	737
漁 業	-	-	28	-	-	2	-	1	1	-	32	525
協 同 組 合	-	32	109	-	-	3	4	-	-	-	148	595
銀行,金融,経理,税務,保険	-	1	120	-	-	11	-	1	12	2	147	1,999
新聞,通信,写真,印刷	-	-	54	-	-	1	-	-	13	-	68	391
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
計	35	89	3,551	18	2	107	335	36	305	12	4,490	52,329



表9 域内諸国における第3国研修員

( 1 9 6 7 )

研修国 受益国	イ ン ド	イ ン ド ネ シ ア	イ ラ ン	韓 国	マ レ ー シ ア	ネ バ ー ル	パ キ ス タ ン	フ ィ リ ピ ン	シ ン ガ ポ ー ル	タ イ	ウ ィ エ ト ナ ム	計
アフガニスタン	4	—	43	—	—	4	18	52	—	—	—	121
ビルマ	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	5
セイロン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
インド	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	4
インドネシア	8	—	—	4	—	—	7	8	1	1	1	30
韓国	—	—	—	—	5	—	—	—	—	14	—	19
ラオス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	257	—	257
ネパール	152	—	—	18	—	—	10	55	—	24	—	259
パキスタン	—	1	—	—	—	—	—	13	1	6	—	21
フィリピン	2	—	—	4	—	—	2	—	—	6	—	14
タイ	—	—	—	20	—	—	35	97	3	—	—	155
ヴェトナム	—	—	—	20	6	—	—	212	3	49	—	290
計	166	1	43	68	11	4	72	439	13	368	1	1,176

(注)

一国以上の研修は個々に数えている。(研修員数は1,026名である。)

専 門 家

表10 援助国別新設専門家派遣数

(1950~1967.12)

援 助 国	1950~66	1967	1950~67
オーストラリア	781	77	858
※イギリス	899	115	1,014
+カナダ	535	48	583
セイロン	3	-	3
インド	1,012	73	1,085
インドネシア	1	-	1
日本	870	191	1,061
マレーシア	1	-	1
ニュージーランド	312	45	357
パキスタン	2	1	3
タイ	-	10	10
アメリカ	+ 5,114	§ 702	5,816
ヴェトナム	1	-	1
計	9,531	1,262	10,793

※ 数字はイギリスの植民地開発および福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

+ 食料援助のプロジェクト委員を含む。ただし1960年以降についての公式のカナダ技術援助統計には含まない。

+ 米国は1958~59年の会議に参加した。

§ 食料不足によりヴェトナムに対する米国の専門家派遣数は含まない部分がある。

表 11 被援助国別新規専門家受入数

(1950~1967.12)

受 入 国	1950~66	1967	1950~67
アフガニスタン	173	92	265
オーストラリア	1	—	1
ブ ー タ ン	1	—	1
ブルネイ	1	—	1
ビルマ	140	20	160
カンボディア	297	35	332
セイロン	546	23	574
インド	961	145	1,106
インドネシア	674	69	743
イ ラ ン	—	19	19
韓 国	156	62	218
ラオス	557	115	672
マレーシア	612	53	665
モルデブ	5	—	5
ネパール	1,134	88	1,222
パキスタン	996	63	1,059
フィリピン	305	47	352
シンガポール	213	28	241
タイ	1,060	321	1,381
アメリカ	1	—	1
ヴィエトナム	1,662	§ 55	1,717
メコン	34	—	34
その他の地域	2	22	24
計	9,531	1,262	10,793

表 1 2 業種別新規専門家数

(1950~1967.12)

業 種	1950~66	1967	1950~67
普通教育	1,707	139	1,952
専門教育		106	
医療, 保健	1,199	224	1,423
食品, 農林	1,241	204	1,445
電力, 燃料	-	19	19
工 学	1,199	100	1,299
工業, 貿易	543	42	585
運輸, 電気通信	1,285	168	1,453
行 政	1,188	111	1,299
社会 学 業	315	60	375
税 計	65	9	74
漁 業	124	8	132
協 同 組 合	25	-	25
銀行, 金融, 経理	595	36	631
税務, 保険			
新聞, 通信, 写真, 印刷	45	2	47
そ の 他	-	34	34
計	9,531	1,262	10,793

表 13 派遣期間別新規専門家総数

(1950~1967.12)

期 間	1954-66	1967	1954-67
1 カ月未満	337	35	372
1~3 カ月	745	61	806
3~6 "	622	80	702
6~9 "	336	96	432
9~12 "	369	12	381
12~18 "	1,249	123	1,372
18~24 "	614	28	642
24~36 "	2,817	542	3,359
36 カ月以上	300	10	310
期 間 不 明	1,904	275	2,179
計	9,293	1,262	10,555

表14 援助国，被援助国別新規専門家教

(1950~1967.12)

被援助国	オーストラリア		イギリス		カナダ		セイロン		インド		インドネシア		日本		マレーシア		ニュージーランド		パキスタン		タイ		アメリカ		ヴェトナム		計		
	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 66	1967	1950 } 67		
アフガニスタン	-	-	16	7	1	-	-	-	15	-	-	-	6	-	-	-	1	-	-	-	-	-	134	85	-	-	173	92	265
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
ブルネイ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
ビルマ	15	4	54	5	26	-	-	1	-	1	-	-	32	10	-	-	10	-	-	-	-	-	1	-	-	140	20	160	
カンボディア	33	-	6	-	23	3	-	-	2	-	-	-	83	32	-	-	-	-	-	-	-	-	150	-	-	297	35	332	
セイロン	64	1	142	12	119	3	-	9	48	9	-	-	93	3	-	-	31	-	1	-	-	-	48	-	-	546	28	574	
インド	37	1	238	10	51	14	1	-	-	-	-	-	73	11	-	-	19	-	-	-	-	-	542	109	-	961	145	1106	
インドネシア	66	6	13	-	15	-	-	-	5	-	-	-	57	7	-	-	44	1	-	-	-	-	474	55	-	674	69	743	
イラン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	-	-	19	19	
韓国	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6	-	-	1	-	-	-	-	-	149	54	-	156	62	218	
ラオス	11	1	30	6	15	2	-	2	3	2	-	-	73	2	-	-	1	-	-	-	-	10	423	12	1	557	115	672	
マレーシア	203	12	109	12	151	7	-	1	7	1	-	-	60	18	-	-	81	3	1	-	-	-	-	-	-	612	53	665	
モルデブ	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5	
ネパール	7	-	23	3	-	-	-	60	912	60	-	-	23	1	-	-	7	-	-	1	-	-	162	23	-	1,134	88	1,222	
パキスタン	58	3	168	5	49	-	1	-	-	-	-	-	117	9	-	-	18	-	-	-	-	-	585	46	-	996	63	1,069	
フィリピン	27	1	7	2	1	-	-	-	-	-	-	-	41	15	-	-	5	-	-	-	-	-	224	29	-	305	47	352	
シンガポール	106	11	10	4	40	4	1	-	5	-	-	-	25	4	-	-	26	5	-	-	-	-	-	-	-	213	28	241	
タイ	100	31	55	12	24	9	-	-	-	-	-	-	129	53	-	-	30	19	-	-	-	-	722	197	-	1,060	321	1,381	
アメリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
ヴェトナム	27	5	26	14	19	6	-	-	2	-	-	-	51	13	-	-	37	17	-	-	-	-	1,500	-	-	1,662	55	1,717	
メコン	24	-	2	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	34	
その他	1	-	-	22	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	22	24	
計	781	77	899	115	535	48	3	73	1,012	73	1	-	870	191	1	-	312	45	2	1	-	10	5,114	702	1	9,531	1,262	10,713	

表15 被援助国，業種別新規専門家受入数

(1967)

被援助国 業種	アフガニスタン	ビルマ	カンボディア	セイロン	インド	インドネシア	イラン	韓国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	ヴェトナム	その他	計
普通教育	18	-	3	4	30	1	-	-	32	10	4	3	1	2	30	1	-	139
専門教育	3	2	1	-	22	14	1	1	1	4	1	3	-	7	41	5	-	106
医療，保健	-	13	19	2	7	4	4	-	5	17	6	9	18	10	65	45	-	224
食品，農林	24	-	7	5	60	8	1	12	22	9	12	14	9	-	19	2	-	204
電力，燃料	3	-	-	3	1	-	-	4	-	1	-	2	1	-	4	-	-	19
工学	23	-	1	5	3	1	-	6	12	3	1	8	5	-	32	-	-	100
工業，貿易	6	3	-	1	1	4	2	10	2	-	-	9	-	-	4	-	-	42
運輸，通信	2	2	4	4	3	6	2	2	7	4	55	2	1	4	70	-	-	168
行政	11	-	-	-	5	12	3	13	-	1	5	7	8	2	42	1	1	111
社会事業	-	-	-	-	3	-	-	8	34	2	2	-	1	1	9	-	-	60
統計	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	1	-	3	-	-	9
漁業	-	-	-	-	4	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	1	-	8
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銀行，金融，総理，税務	2	-	-	3	5	8	-	5	-	2	-	5	2	2	2	-	-	36
保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新聞，通信，写真，印刷	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2
その他	-	-	-	-	-	11	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	34
計	92	20	35	28	145	69	19	62	115	53	88	63	47	28	321	55	22	1,262

表 16 援助国，業種別新規専門家派遣数

( 1 9 6 7 )

業 種	援 助 国									
	オーストラリア	イギリス	カナダ	インド	日本	ニュージーランド	パキスタン	タイ	アメリカ	計
普通教育	7	1	20	6	-	4	-	10	91	139
専門教育	10	4	5	-	11	2	-	-	74	106
医療，保健	15	32	6	-	107	17	-	-	47	224
食品，森林	6	19	13	2	30	1	1	-	132	204
電力，燃料	2	-	1	3	-	-	-	-	13	19
工学	1	6	-	4	12	-	-	-	77	100
工業，貿易	-	7	2	2	8	-	-	-	23	42
運輸，通信	34	10	-	55	17	18	-	-	34	168
行政	2	3	1	-	-	1	-	-	104	111
社会事業	-	4	-	1	-	-	-	-	55	60
統計	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9
漁業	-	-	-	-	6	-	-	-	2	8
協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銀行，金融，経理，税務	-	6	-	-	-	2	-	-	28	36
保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新聞，通信，写真，印刷	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
その他	-	21	-	-	-	-	-	-	13	34
計	77	115	48	73	191	45	1	10	702	1,262



表17 援助国別機材供与額(米ドル)

(1950~1967.12)

供与国	1950~1966	1967	計 1950~1967
オーストラリア	12,127,640	1,856,124	13,983,764
※ イギリス	10,780,681	773,849	11,554,533
カナダ	345,828	11	345,828
セイロン <sup>+</sup>	310,475	—	310,475
インド	172,765	403,466	576,231
日本	1,515,377	1,234,599	2,749,976
ニュージーランド	962,973	9,908	972,881
パキスタン <sup>+</sup>	24,690	878	25,568
アメリカ <sup>+</sup>	269,377,470	42,994,304	312,371,774
計	295,617,899	47,273,128	342,891,027

注※ 数字は英国の植民地開発および福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

+ コロンボプラン 研修員のために供与された建物および機材経費を含む。

+ 1958年7月1日~1966年7月1日まで。

|| 1959年~60年のカナダの技術援助による機材供与は、ここでは資本援助として計算されている。

技術協力経費

表18 技術援助総額

(米ドル)

期間	研修員	専門家	機材供与	計
1950~1966	168,939,076	352,886,447	295,617,899	817,443,422 (463,699)
1967	23,549,894	101,904,648	47,273,128	172,727,670
計	192,488,970	454,791,095	342,891,027	990,171,092 (463,699)

表19 援助国別技術協力経費(1967)

(米ドル)

援助国	研修員	専門家	機材供与	計
オーストラリア	4,094,792	919,782	+ 1,856,124	6,870,698
※ イギリス	2,939,065	3,312,259	773,849	7,025,173
ビルマ	986	-	-	986
カナダ	3,807,651	1,819,257	+ -	5,626,908
セイロン	4,784	-	-	4,784
インド	3,743,67	578,59	403,466	8,356,92
日本	1,125,750	3,217,238	1,234,599	5,577,587
韓国	2,345	-	-	2,345
マレーシア	4,207	-	-	4,207
ニュージーランド	1,047,109	592,313	9,908	1,649,330
パキスタン	14,500	339	878	15,717
フィリピン	2,059	-	-	2,059
シンガポール	64,490	-	-	64,490
タイ	9,423	-	-	9,423
アメリカ	10,058,366	9,198,560	4,291,430	14,503,271
計	23,549,894	10,190,468	4,727,328	17,272,760

(注)

注※ 数字は英国の植民地開発および福祉法に基づいた教育協力は含まれてない。

+ カナダの技術援助による機材供与は現在資本援助として数えられている。

+ コロンボ計画研修員のために供与された建物及び機材の経費を含む。

表 20 援助国・被援助国別技術協力経費

(1950~1967.12)

(米ドル)

援助国 被援助国	オーストラリア	イギリス※	ビルマ	カナダ	セイロン	インド	日本	韓国	マレーシア	ニュージーランド	パキスタン	フィリピン	シンガポール	タイ	アメリカ	計
アフガニスタン	109,207	403,558	—	67,446	—	79,953	397,135	—	—	56,951	—	—	—	—	48,715,788	49,830,038
オーストラリア	—	—	—	—	—	11,586	—	—	—	—	3,402	—	—	—	—	14,988
ブータン	—	26,385	—	—	—	—	26,881	—	—	4,410	—	—	—	—	—	57,676
ブルネイ	92,083	1,988	—	36,570	—	2,562	1,506	—	3,556	9,271	—	—	15,386	—	—	162,922
ビルマ	2,551,972	3,728,152	—	1,425,532	123,48	70,404	404,352	—	4,399	626,604	15,366	—	10,706	—	1,866,999	10,716,834
カンボディア	777,473	443,619	—	985,047	—	1,896,82	1,721,839	—	—	10,234	4,410	—	6,233	—	16,954,395	21,092,932
セイロン	2,054,517	5,128,986	—	2,390,478	—	852,572	1,151,670	—	2,071	923,341	10,801	1,389	44,678	—	7,243,866	19,804,369
インド	3,540,338	14,486,881	—	5,403,072	—	—	2,296,557	—	901	584,180	—	—	—	—	82,658,223	108,970,152
インドネシア	7,885,795	15,227,56	—	2,364,883	2,224	76,174	1,397,282	51	784	2,245,292	35,367	—	9,271	—	1,060,363,000	121,576,179
イラン	1,673	—	—	—	—	—	133,481	—	—	—	—	—	—	—	543,934	679,088
日本	—	—	—	22,162	—	11,502	—	—	—	—	3,030	—	—	—	—	36,694
韓国	819,422	519,809	882	186,040	—	47,347	413,435	—	—	150,138	6,989	—	6,255	2,500	32,588,579	34,741,396
ラオス	1,090,421	1,697,934	—	911,716	—	23,728	916,637	—	—	48,041	585	—	5,964	6,538	62,098,119	66,800,563
マレーシア	12,656,633	6,258,124	7,926	7,593,994	4,559	329,731	1,270,558	2,512	23,537	5,731,717	39,248	—	73,885	385	—	33,993,709
モルデブ	28,204	2,1551	—	28,020	—	8,755	10,567	—	—	3,748	997	—	—	—	—	101,842
ネパール	428,011	15,16,383	1,694	48,129	14,115	3,493,194	214,730	18,56	9,587	1,97,721	136,554	—	—	—	25,541,460	31,603,434
パキスタン	3,760,001	13,576,606	1,191	4,839,990	1,896	21,622	1,950,132	—	5,326	406,102	—	—	32,293	—	66,876,634	91,471,793
フィリピン	2,374,945	2,075,311	2,131	771,330	4,620	237,400	1,238,661	—	1,254	314,023	118,32	—	8,067	—	34,616,126	41,655,700
シンガポール	4,051,433	387,795	—	1,451,651	1,475	54,167	578,433	—	3,049	683,177	—	—	—	—	—	7,211,180
タイ	4,497,538	3,287,108	5,544	1,957,038	2,500	2,92,666	3,241,360	4,200	3,335	1,232,445	5,094	1,850	32,707	—	121,493,212	136,056,597
アメリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	6,734	—	—	—	—	—	—	6,734
ヴェトナム	3,316,457	1,049,480	319	3,461,388	781	53,189	534,425	1,073	62	1,613,897	3,906	—	711	—	190,856,608	203,992,296
域内地域	3,980,747	1,380,108	6,860	36,485	344,277	—	2,252,040	—	3,007	1,205,084	21,006	29,971	2,075	—	—	9,266,660
メコン	—	426,885	—	—	—	—	369,130	—	—	—	—	—	—	—	—	796,015
計	54,016,870	58,040,219	26,547	33,980,871	388,795	5,856,234	20,520,811	9,692	67,702	160,46,376	298,587	33,210	248,231	9,423	80,109,123	990,634,791

注 ※数字は英国の民地開発および福祉法に基づいた教育協力は含まれていない。

表 2.1 被援助国別技術協力援助受入額 (1967)

(米ドル)

被援助国	研修員	専門家	機材	計
アフガニスタン	1,324,980	862,940	1,274,898	11,229,279
ブータン	6,937	—	956	7,893
ブルネイ	9,957	—	—	9,957
ビルマ	334,119	196,042	259,162	789,323
カンボディア	113,171	618,759	237,516	969,446
セイロン	584,971	459,885	492,542	1,537,398
インド	2,159,639	641,058	149,128	10,061,647
インドネシア	1,624,443	335,122	19,050	1,978,615
イラン	161,790	448,913	68,452	679,155
韓国	972,457	4,977,541	549,781	6,499,779
ラオス	564,558	3,825,912	14,540,136	18,930,606
マレーシア	2,806,455	2,138,845	438,580	5,383,880
モルデブ	38,466	—	4,739	43,205
ネパール	745,714	1,442,256	1,098,938	3,286,908
パキスタン	2,818,879	4,501,250	1,022,744	8,342,873
フィリピン	877,137	1,982,370	357,442	3,216,949
シンガポール	876,702	379,217	518,014	1,773,933
タイ	3,207,564	14,512,836	24,047,537	41,767,937
ヴェトナム	3,787,389	50,951,548	217,911	54,956,848
※ 域内地域	534,566	94,171	521,302	1,150,039
メコン	—	—	112,000	112,000
計	23,549,894	101,904,648	47,273,128	172,727,670

注

※ 被援助国が2カ国以上にわたるもので経費割当が不可能なもの。



国連の専門家および研修

表 2 2 国連及専門機関による南及び東南アジアに対する専門家及びフェローシップ援助 ( 1 9 6 7 )

国	国連技術援助		国際労働機関		国連食糧農業機関		国連教育科学文化機関		国際民間航空機関		世界保健機関		国際電気通信連合		世界気象機関		国際原子力機関		万国郵便連合		国際復興開発銀行		国連工業開発機関		計		
	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	専門家	研究員	
アフガニスタン	30	15	6	1	43	14	32	14	3	1	42	46	10	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	167	91
ビルマ	31	13	6	5	12	2	3	3	-	-	9	23	-	-	4	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	66	47
カンボディア	19	7	8	1	14	-	11	6	1	-	12	16	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	32
セイロン	21	4	11	3	35	22	13	8	4	5	6	79	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	92	122
インド	50	47	26	12	57	59	74	58	-	-	97	173	2	2	1	4	2	20	1	-	-	-	-	-	-	310	375
インドネシア	7	14	3	3	8	8	4	4	-	3	11	49	1	-	-	1	1	15	-	-	-	-	-	-	-	35	97
イラン	31	23	31	22	82	35	27	5	-	-	18	63	2	1	3	2	6	8	-	-	-	-	5	-	205	159	
日本	-	12	-	2	-	5	7	-	-	-	3	46	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	10	66
韓国	6	19	10	5	28	16	5	16	-	-	13	50	6	3	-	2	2	15	-	1	-	-	-	-	-	70	127
ラオス	11	10	3	-	5	-	3	2	-	7	15	14	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	36
マレーシア	12	6	5	5	14	8	10	10	-	-	30	59	7	4	1	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	98	92
モルデブ	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	7	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2
ネパール	14	21	2	2	29	8	6	5	3	7	26	40	-	-	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	84	83
パキスタン	16	35	23	11	52	27	23	6	-	-	30	38	-	-	1	-	7	13	-	3	8	-	7	-	167	133	
フィリピン	22	11	6	8	37	15	13	3	20	4	4	74	8	-	-	1	6	18	-	-	-	-	-	-	-	116	134
シンガポール	34	7	12	4	4	-	3	3	-	-	7	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	76
タイ	10	32	15	3	42	19	23	17	-	-	32	90	11	4	3	3	5	18	-	-	-	-	6	-	147	186	
ヴェトナム	7	5	2	2	3	1	3	3	2	2	17	32	-	-	-	-	3	8	-	-	-	-	-	-	-	37	53
計	322	281	169	89	466	239	260	163	33	29	379	916	47	16	20	16	35	118	2	4	27	-	18	-	1,778	1,871	

- 注 (a) 数字は、UNDP ( SF 及び EP TA ) 及び国連諸機関の通常技術援助計画によるものである。  
 (b) 専門家で2年にわたる場合は2人として数えられている。  
 (c) 専門家は赴任国別に分類している。フェローシップは国籍別に分類している。  
 (d) 地域プロジェクト及び地域間プロジェクト国による専門家及びフェローシップを除く。

通貨交換率

表23 コロンボ計画各国の通貨交換比率

単位	国名	スターリング	ドル	ドル	ドル	ドル	ルピー	ルピー	ルピー	ルピー	円	ルピア	リエル	キツプ	ピアスター	ペソ	バーツ	ウォン	アフガニ
		イギリス	オーストラリア ニュージーランド	カナダ	マレーシア シンガポール ブルネイ	アメリカ	ブータン モルデブ パキスタン (チャット) (ビルマ)	セイロン	インド	ネパール	日本	インドネシア	カンボジア	ラオス	ヴェトナム	フィリピン	タイ	韓国	アフガニスタン (リアル) (イラン)
スターリング	イギリス	1.0	2.143	2.592	7.271	24	11.428	1428	180	24.23	863.93	647.9	840	575.95	283.18	926.3	49.56	659.95	1800
ドル	オーストラリア	.468	1.0	1.21	3.393	1.12	5.334	6.664	8.40	11.34	4.032	3.024	3.92	2.688	1.3217	4.323	2.313	3.0914	84.01
	ニュージーランド																		
ドル	カナダ	.3868	.8266	1.0	2.806	.926	4.409	5.509	6.945	9.370	3.333	2.500	3.24	2.222	1.0926	3.574	1.912	2.5463	69.44
	マレーシア	.1375	.2946	.3563	1.0	.33	1.572	1.964	2.475	3.34	1.1881	.8910	1.1551	.7921	.3102	1.274	.6815	.9076	24.75
ドル	シンガポール																		
	ブルネイ																		
ドル	アメリカ	.4167	.8928	1.08	3.03	1.0	4.762	5.95	7.50	10.12	3.600	2.700	3.50	2.400	1.180	3.86	2.065	2.750	7.50
	ブータン																		
ルピー	モルデブ																		
	パキスタン																		
チャット	ビルマ	.0875	.1874	.2276	.636	.21	1.0	1.249	1.575	2.13	7.56	5.670	7.35	5.040	2.448	.8106	4.335	6.069	15.75
ルピー	セイロン	.070	.1500	.1815	.5092	.158	.8003	1.0	.260	.70	6.050	4.537	5.88	4.034	1.983	.6487	3.470	4.621	12.60
	インド	.0556	.119	.144	.404	.1323	.6349	.793	1.0	1.349	4.80	3.60	4.667	3.20	1.573	.5147	2.753	3.667	10.0
円	ネパール	.0412	.0884	.1067	.30	.0988	.4706	.588	.749	1.0	3.557	2.668	3.458	2.372	1.166	.381	2.040	2.724	7.420
	日本	.0012	.0024	.003	.0084	.0028	.0132	.0165	.021	.0281	1.0	0.750	.097	.667	.328	.0107	.057	.764	0.08
ルピア	インドネシア	.0015	.0033	.004	.0112	.0037	.0176	.0220	.3278	.0375	1.333	1.0	.1296	.889	.437	.0143	.076	1.019	.278
	カンボジア	.0119	.0254	.0309	.0866	.0286	.136	.170	.2145	.2891	10.29	7.71	1.0	6.857	3.371	.1103	.590	7.857	2.143
キツプ	ラオス	.0017	.0038	.0045	.0126	.0042	.0198	.0248	.0315	.0422	1.50	1.125	.146	1.0	.492	.0161	.086	1.146	0.313
ピアスター	ヴェトナム	.0036	.0076	.0092	.0257	.0086	.0404	.0504	.0036	.0858	3.051	2.204	.297	2.034	1.0	.0327	.175	2.330	.636
ペソ	フィリピン	.1008	.2312	.2798	.7850	.2591	1.234	1.541	1.943	2.622	9.326	6.948	9.067	6.218	30.519	1.0	5.349	7.1244	19.43
バーツ	タイ	.0201	.0432	.0523	.1467	.0484	.2306	.288	.3631	.4901	1.743	1.3075	1.695	1.162	5.763	.1869	1.0	1.3317	3.632
ウォン	韓国	.0015	.0032	.0039	.0110	.0036	.0173	.0216	.6273	.0368	1.308	0.982	.1272	.873	.429	.0140	.075	1.0	.273
アフガニ	アフガニスタン	.0055	.0119	.014	.0404	.0133	.0635	.0795	.10	.1349	4.8	3.80	.4667	3.2	1.573	.0575	.275	3.67	1.0
リアル	イラン																		

注 ※ 1968年1月1日に発表した国連技術援助評議会為替レートによる。

